

地方行政委員會議錄 第十五号

昭和三十三年三月十二日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 額田 彌三君

理事 德田 與吉郎君 理事 吉田 重延君

理事 中井 德次郎君

青木 正君

川崎 末五郎君

楠美 省吾君

古井 喜實君

大矢 省三君

門司 亮君

出席政府委員

總理府事務官(自治行政局長) 小林 與三三君

總理府事務官(自治行政局長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 鈴木 喜治君

大蔵事務官(理財局長) 山本 力蔵君

参考人(千葉県小見川町長) 岡田 徳輔君

参考人(埼玉県蕨町議會議長) 岡田 徳輔君

参考人(北海道得志町議會議長) 林 利博君

参考人(北海道得志町議會議長) 石畑 久成君

参考人(公営企業金融公庫理事長) 三好 重夫君

専門員 円地 与四松君

三月十一日  
自転車、荷車の鑑札存続に関する請願(大野市郎君紹介)(第一七三〇号)

遊興飲食税減免に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一七三一号)  
町村議會事務局設置に関する請願(田中伊三次君紹介)(第一七三二号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件  
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について参考人より意見聴取

○矢尾委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案の両案について参考人より意見を聴取いたします。なお公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、参考人の意見聴取は午後の予定でありますので、この点御了承願いたいと存じます。今日御出席の参考人は、お手元に配付いたしました名簿の通りでございます。

この際より参考人各位に一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。参考人各位には、遠路また御多用中にもかかわらず御出席下さいまして、ここに厚くお礼申し上げます。なお時間の都合もありますので、参考人の御意見の開陳は御一名十分程度とし、発言の順序につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

では地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案の両案につきまして、御意見を伺うことにいたします。

まず千葉県小見川町町長山本力蔵君よりお願いいたします。山本力蔵君。○山本参考人 目下御審査中の地方税法の一部改正の法律案並びに地方交付税法の一部改正の法律案につきまして意見書を申し上げておきたいと存じます。これは、私のまことに光榮と存ずるところであります。

まず地方税法の改正法案に對しまして、総合的な結論として申し上げますと、今日の地方税財政の現状から見まして個々の税種の改廃など部分的な改訂を断行に行なうておることは適当でないといふものでございまして、すなわち現在の地方税制は、昭和二十五年の大改正以来の実績と経験により総合的再検討を要する時期であります。また昨秋の地方制度調査会の地方制度の根本改革に対する答申より見ましても、この際これに照応する税制全般の基本的検討が必要と認められるからでございます。全国町村会にはかねてから地方税制に對し、地方制度改革に照応し、市町村優先の原則に基き町村自主財源の充実を骨子とした根本主張を堅持しております。そのために町村の既定財源はこれを確保すべしとする意見書を有しておるのでございます。この趣旨から見ましても今回の税法改正に基本的賛成し得ないのみならず、むしろ自治の逆行を結果するものである

ことを憂慮するものでございます。その問題点の第一は、自転車荷車税の廃止でございます。第二点は、木材引取税の標準税率の半減の措置でございます。自転車荷車税は、本来農村においても大衆課税的な性格を有しており、将来においてはこれを再検討することに反対する事由はないのでございますが、今日の町村財政の実情ともかわりなく突如としてこれを廃止することはあまりに唐突に過ぎるものでないかと考えます。しかもこれが、たばこ消費税市町村分の税率二%引き上げをかわり財源としております。たばこ消費税の差から町村部に薄く都市部に厚いことは明白であり、おのおのの総額では差引なしとしても都市、町村間では相当の不均衡が生ずるのでございます。例を昭和三十一年度決算の計数から推定してみますと、この改正の結果、町村関係は約七億円の減収でありまして、中都市以上のところは逆に同額程度の増額という結果が出ております。結局この税法の改正は町村の自主財源を収奪し、多数町村をして交付税への依存度を高めしめておるといふものでございます。

第二の木材引取税については、これにより最も甚大な影響を受けておりますところの北海道の町村代表よりの陳述がございまして、ここに再言の要はございませんが、要するに全国的に見ても税率を半減して、なお既定の税収を確保するとの方針は、それ自体、きわめて多くの矛盾と不合理を含むことを断言せざるを得ないのでございます。しかもこれを主要財源とする山間市町村にあつてはいかに課税の適正化をはかっても相当の歳入欠陥を生ずることは明瞭であり、伝えられることき特別交付税による補てんもあまりに一時的補助的便法でございまして、適切な方法とは考えられないのでございます。この点はただに関係町村のみの利害のみでなく、全国町村会としても町村の自主財源が適切にかわり財源の補てんもなく軽々剝奪されるという事柄に對し、深く遺憾の意を表するものでございます。

以上要するに今回の税法改正は市町村税の改廃が市町村自体の財政事情と関係なく一方的に予定されている点よりして、町村としてはとうてい賛成し得ないものでございます。しかも国税の法人税減税に対する住民税への影響調整など当然、行ふべき措置が無視され、さらにまた本会初め地方団体多年の主張である非課税範囲圧縮の意見に逆行して、電気ガス税に対する非課税対象がさらに拡大されていることなども真に遺憾とするものでございます。

かりに税制改正を行つたとしても、さしあたりは国税の減税影響の調整とか、事務的な手直しにとどめるべきであると考へます。今日のごとく、部分的な税制改正のたびに税源の都市集中が助長され、農村部の税源が枯渇する反面、都市部に過度の超過財源を招来するがごとく危惧されることは将来の

税体系のあり方よりしても憂慮にたえないものでございます。

われわれはかりに自転車荷車税の廃止が不可避とするならば、かわり財源たるたばこ消費税について、人口割配分による譲与税方式を導入することを要望しておりますが、やむを得ざる場合の次善の措置として、ぜひ何分の御考慮をわすれまいと存する次第でございます。

この点はただに当面の措置にとどまらず、将来の税制改正に当たっても過度の税源偏在を是正する方策として、特に御検討願うよう御要望する次第でございます。

次に御審査中の地方交付税法の一部を改正する法律案につきましては、繰入率の一・五％の引き上げの御処置を願いましたことは、まことに感謝にたえないところでございます。なお単位費用の改訂や、特別交付税を百分の六とする改正が主なるものと認められますが、基本的には賛成でございます。

ただ今回特別地方債償還費を恒久化するものが予定されておりますが、本会は、従来より公債費処理対策として、義務教育施設費等については少くも利子の全額補給を要望しているもので、この点はぜひ何分の御検討をわすれまいと存するものでございます。

また必ずしも法律のみの問題ではございません、全国町村会としては従来より補正の内容について各種の改正意見を有しておりますが、その結論いたしますところは、算定、配分について町村のおくれた行政水準を向上せしめるべき十分な財政需要を御考慮願いたいということでございます。

この点についても今日の交付税総額

が二千億をこえ、単に財政調整にとどまらず重要な財源付与の機能を果している現状よりいたしまして、この際特に御留意願うよう御要望する次第でございます。

以上を申し上げまして私の意見といたします。ありがとうございます。

○矢尾委員長 次に、埼玉県蕨町議会議長岡田徳輔君にお願いいたします。

○岡田参事人 ただいま議題となつております地方税法及び地方交付税法の一部改正法律案等につきまして、全国町村会議長の意見を申し上げます。

先ほど来から町村会側の詳細にわたる意見がありましたので、私としては重複することを避けるために、総括的に二、三の点につきまして、ごく簡単に申し述べさせていただきますと存じます。

地方税制の改革に当っては、まず第一に地方自主財源の強化という点に十分なる御配慮をなされたいと願うのでございます。このことは言うまでもなく、現行地方税制の基本理念でありまして、私も地方団体が絶えずお願いいたしておる問題でございます。私どもといたしましては、真に基礎的の地方公共団体にふさわしい町村を運営するために、歳入の四〇％程度にすぎない地方税収入の現状から、少くとも六〇％以上にこれを引き上げられることが最も至当であると考えております。

次に、町村の行政能力の実態を十分に配慮されたいという点でございます。町村の現況は、最低行政水準のもとに新町村の経営体制建設の途上にあるりまして、財政につきましては一面税

制の改正によって住民の負担が軽減されております。この点は私もいたしまして喜ばしいことでございます。ところが、これによって町村の自主財源が大幅に減収を来し、財政運営に多大な支障を及ぼすとき改革は、絶対に避けられたいのであります。ことに町村においては、経済界の好況等による自然増収は多く期待できない実情からしても、やむを得ずかかる措置がなされる場合においては、必ずそれにかわるべき自主財源の補てんの措置をとることを切望するものでございます。

以上のことから、問題とされております自転車荷車税の廃止措置等について申し上げたいと存じます。自転車荷車税は、町村の固有財源として長年にわたって課税されて参つたのでございます。今回これを廃止して、そのかわり財源として市町村たばこ消費税率二％と、軽自動車税の移譲によって、これを補てんしようとしておるのでございますが、たばこ消費税率は都市偏在のきらいがありますので、このまま実施されます場合におきましては、ほとんどすべての町村では減収を来すことが明らかでございます。この措置が実施された場合、私は埼玉県でございまして、埼玉県の市町村について例示いたしますと、お手元に差し上げた資料の最後に表がつけてございまして、県全体といたしましては二千五百二十六万七千円という、今回の措置による減収になるものでございます。もつともこれは大きな市一埼玉県で市が十八ございまして、そのうちの四つか五つの市では幾分の増収がある。それから町村といたしましては、町村の数が八十ほどあるのでございますが、その

うち東京都に近い方の大きな町、五、六カ町村が増収になる、あとは全部が赤字になる、その結果県全体としては、ここにございまして二千万二千五百二十六万七千円というマイナスになるような次第でございます。こういうふうな、東京都に最も近い埼玉県においては、このような減収となつておりますら、大都市に遠い農村地帯の町村についてははなはだしいものがあるのでございます。この措置は、町村の固有財源を奪うことにもなるのでございまして、あくまで既定額は確保することによって、そういう方針で措置せられたいと思うのでございます。

その他地方交付税交付金の配分等の問題がございまして、これにつきましては、お手元に差し上げてございまして意見書によりまして御承知を願いたいと存じます。はなはだ簡単でございますが、以下をもつて私の意見といたします。

○矢尾委員長 ただいま山本参事人及び岡田参事人より御意見を聴取いたしましたのでありますが、岡田参事人の御意見は、自転車荷車税に関するものでありますので、この際岡田参事人に対する質問を許します。質問は通告順によつてこれを許します。中井徳次郎君

○中井委員 参事人にお尋ねをいたしますが、同時に財政局長にちよつとお尋ねしておきたいと思つております。委員長の御説明では町村で七億円というふうなことでございまして、これは町全体

の御説明もあつたのですけれども、ちよつとわからないのです。プラスの面、マイナスの面の差引が七億円でありますのか、あるいはまたプラスの面は全部とりまして、マイナスの町村の合計が七億円でありますのか、その辺のところを、ちよつとお伺いしておきたいと思つております。なお岡田さんにお話がありました、たとえば蕨町が五十ばかりあつて、そのうち五つが六つが増収になる。あと四十五、六が六つが増収になる。その増収分と減収分の合計差引しての計算で二千五百万円に

なるのか、あるいは今の減収の総計だけが二千五百万円に

なるのか、その辺ちよつと伺つておきたいと思つております。

○山本参事人 私が申し上げました三十一年度の決算から推定いたしました町村関係の七億の減収につきましては、これは今度新たな税法でございまして、この軽自動車税の増収の分は見てございせん。ただしこの七億の推定は三十一年度でございまして、三十二年度の実際の税収から見ますと、七億以上、十億以上の減収だと思つております。かりに軽自動車税が市町村税になりまして、この収入を町村分として三億と見ますと、実際には七億以上の減収と考へます。例を私の町に見ましても、三十二年度の自転車税は、やはり努力いたしますと相当に捕捉ができるわけでありまして、三十二年度の調定収入から見ますと、軽自動車税を抜きまして二百十三万四千円でございますが、これがなくなりまして、このかわり財源のたばこ消費税率二％が百六万でございまして、差引百六万、約半額の減収になるわけでございます。

面、マイナスの面の差引が七億円でありますのか、あるいはまたプラスの面は全部とりまして、マイナスの町村の合計が七億円でありますのか、その辺のところを、ちよつとお伺いしておきたいと思つております。なお岡田さんにお話がありました、たとえば蕨町が五十ばかりあつて、そのうち五つが六つが増収になる。あと四十五、六が六つが増収になる。その増収分と減収分の合計差引しての計算で二千五百万円に

なるのか、あるいは今の減収の総計だけが二千五百万円に

なるのか、その辺ちよつと伺つておきたいと思つております。

○中井委員 私のお尋ねしていますのはそうじゃありませんで、たとえば一つの県で五十から五十の町村がある、そのうち五つはプラスになる、四十五はマイナスになる。そのプラスが五百万円でマイナスが三千万円だ、差引二千五百万円だ、こういう御意見なのか、それともプラスの面は除いてマイナスの面だけが三千万円というその数字であるのか、その辺のところがちよっとわからないのです。

○山本参考人 それは差引でございす。プラス、マイナス差し引いて純減収がそうなるわけでございす。

○中井委員 そうなりますと、そんな数字は意味ないじゃございせんか。問題は各町村の減収の総計が問題になるのでありまして、プラスになる面を比較をされても、政府は手当をなさろうというお考えのようにわれわれは聞いておるのであります。まだ正式な質疑はしてないのであります、差引を町村にされても各町村にとっては問題になりません。ですからマイナスになる総計が幾らか、こういうことにせられないと私も審議を進めますのちよっと参考にならないように思うのですがいかがですか。岡田さんからでもけっこうです。

○岡田参考人 私の埼玉県の場合の例でお話ししてよろしいのですか。——先ほど申し上げましたのは差引が二千五百二十六万七千円、こういうのでございまして、埼玉県は市は十八万でございまして、そのうちで差引をして黒字になりますものは五つでございす。おのおの金額については十一万なんというのもございす。ともかくもそれが黒字。それから町村の数は八

十ほどあるのでございす、そのうちのたつた三千円ですけれども、こんなまで教え上げれば十五ほどは差引が黒字になる、そういう意味でございす。それで大きい、人口の多い町あるいは駅等を持つておる町あるいは東京に近い町、そういうようなものは黒字になる、それは三十万、五十万あるいはもう少し多く百万ぐらいの黒字になる町もあるでございす。

○中井委員 どうもよくわからないのですが、たとえば八十万ある、十五は黒字、そうしますと六十五は赤字ですね。その六十五の赤字の総計が二千五百万円でありすのか……

○岡田参考人 そうじゃないのでございす。

○中井委員 その総計は幾らでございす。

○岡田参考人 それはここに表がございすので、赤字だけの差引……

○中井委員 そこでこの前も政府にこの点についての資料を要求しましたところ、政府から資料をもらいました、これもやはり鹿児島県の差引トータル、こういうようなことで、そういたしますと、どれだけ赤字の町村があつて、その総計は幾らか、こういうことがわかりませんか、これはどうも今ここで七億といわれたけれども、これは差引勘定で、それだから黒字の村は赤字の村へ金をやれるのならこれはいいのですが、これはやれないのですから、ほんとうの赤字というところになると、もっと大きな金額になつてくる、こういうことになつてこようと思うのですが、財政局長、どのくらい赤字になるものとお考えになりますか。

○奥野政府委員 先般来たたびたび御意見もございまして、傾向といたしましては、町村におきましては、たばこ消費税の増率による増収よりも、自動車荷車税の廃止により増収の方が多いわけでございす。むしろ例外的にたばこ消費税の増率の増収の方が多量といふことがある程度でございすから、大体の傾向を考へる意味の数字としては、単なる差引計算でもそう大きな違いはないのだ、こう思つておるわけでございす。中井さんの御指摘になりましたような計算をするのが、最も正しいわけでありすけれども、全国の町村につきましてそのような計算を、今すぐいたしますことは、ことに軽自動車及び二輪の小型自動車の移譲の問題もございすので、なかなかやり切れないわけでございす。町村全体として見ました場合には、平年度計算で自動車荷車税の廃止に伴います減収額が、二十三億九千万円でございす。これに反しまして、たばこ消費税の増率に伴います増収分が、十五億三千三百万円でございす。差し引きいたしますと、八億円足らずのものが町村分に減つて参る、こういうことになるわけであります。ただしかしなから、自動車荷車税の場合には、少くとも二割内外の徴税費を要しているだらうと思つております。そうしますと、二十三億九百万円は見えてありますが、同時に、かりにこの二割の徴税費が減ると考えますと、実質的には十八億四千八百万円程度の減収にとどまる、こういうことになるわけでありす。同時にまた、たばこ消費税の増収のほか、軽自動車及び二輪の小型自動車に對します課税の権

限が市町村に移譲されるわけでありますから、これに、その部分が少くとも三、四億円プラスになる、こう考へておるわけでありす。従いまして総体計算では、この辺ではそう大きな違いはないだらうと思つております。しかしながら今御指摘になったように、個々の市町村については、かなりの違いが出て参るだらうというふうに考へております。

○中井委員 今の説明は非常に上手ですが、はなはだずさんです。きょうは参考聞くのですが、大体徴税費が二割といつたところで、人の首が切れますか。去年まで、自動車荷車税をやつておつた者を四月一日からやめてくれなんて言えやしませんよ。せいぜいこれは物件費です。あるいは自転車につけてある標識とか、こういうものでも、私は二割というのはちよつと多過ぎると思ひます。それから今の御説明でも、差額が八億以上ある。そのうちで今の埼玉県のお話でも、プラスのところがあるのですから、プラスのところはマイナスのところを金で送るのな

らいいですけれども、送りにはせぬのですから、金額はもつと私は大きいものだ、こう思わざるを得ぬ。きょうはそれだけ申し上げておきます。それから小林さんにお尋ねするので、大臣の説明によれば、この差額は何か行政措置でもつて迷惑のかからぬようにする、きのうもそういうお答えがございましたが、政府はどういうふうに考へているか、もう少し具体的ににお尋ねしたい。

○小林(興)政府委員 これは御承知の如く、ある程度そういう減が出てくるのは事実だらうと思ひますが、結局

交付税の配分で、基準財政需要に對して基準財政収入が減れば、交付税の流れがそのずから變つて参りまして、そつくり一〇〇%埋められるかといふと、一〇〇%といふわけにはもちろんいかぬだらうと思ひますが、交付税の配分を通じて、われわれはおおむね是正される、非常な激変といふものがあるれば格別だけれども、この程度の実態ならばおおむね国税の流れでもつて是正されると考へていいのではないかと、こういうふうな現在考へておるわけでございす。

○中井委員 どうも、あなたは激変ではないと言つたが、小さな町村になりまして、さつきお話があつたように、半分以下になるところがあるのです。これは激変ですよ。それから交付税でやると言つたが、具体的にどういうふうにやるか。今交付税の改正案が出てゐるが、その中にどんな形で出てゐるのか、それをちよつとお尋ねしておきます。

○小林(興)政府委員 交付税の法律の改正には、別に特別関係はございませぬが、要するに基準財政収入と基準財政需要の計算の問題でございまして、税が減れば基準財政収入が減つて、そのかわり普通交付税が穴埋めに流れていく、そういうもので自動的な調節といふものが大行われる。これは理屈でございす。

○中井委員 県は八割だつたと思ひますが、町村の場合は何割まで見るのですか。

○小林(興)政府委員 七割です。私はいつも問題にするのですが、どうして町村を七割にして、県を八割にしたか。これはどうなんですか。こうい

うような事態が起つて参りますと、私はどうも県も財政難だという様な理由で二、三年前に八になった。町村が七になった。これは交付税の中で隠された一番大きな盲点だろうと思うのです。そういう点についての政府の今の考え方を、きょうは参考ですから簡単にしておきますが、ちょっと伺っておきます。

○小林(興)政府委員 これは一つの議論になるところだろうと思います。問題は県の場合なら、要するに基準財政需要額の算定が割と各県を通じて行政が、おおむね均一化しておりますから、補えやすいのでございますが、千差万別の数千の市町村の問題になります。という、基準財政需要額というものは、そう正確に全部満足させるような計算はできないのであります。そこでやむを得ず自己財源の方をゆとりを与えてやる、こういう考え方で従来参っております。

○中井委員 今の御返事はなほだ乱暴ですよ。町村の財政需要額は千差万別でよくわからない。それじゃ書類はどうしてできるんですか。冗談じゃない。きょうはこれ以上追及しませんが、どうもそういうことで七と八にするというところじゃ困る。やはり原因は、府県財政の方がここ四、五年前は、市町村財政よりも非常に困難であつたからという理由だけであつたと思う。その状況が今でも続いているかどうかという点になると、町村の方は、あとから木材引取税の問題が起るか、だんだんこういう事態が起ってくる。そうして実際今国会で道路法の審議などやっておりますが、国道だけよくなったって、日本の道路はちつ

ともよくならぬので、もつと下から積み上げていくという考え方でないか、めなんだが、そういう面からいって、今のうちに正確に把握できないから、まあ七くらいにしておいたというようになことでは、あなたは当局としてどうもはなはだ回答になっておらぬように思うんですが、どうですか。ほかに何か理由はないんですか。

○小林(興)政府委員 これは県のやつは八割でなければいかぬのか、九割でいいのか、いろいろ理屈もあろうと思ひますが、県と市町村と区別して一つの趣旨は、逆に市町村の財政需要というものは、これが正確に全市町村に通ずる完全把握ができれば、また一つの考え方ですけれども、そこは府県はどなかにかないかない。そういうことだから、むしろ市町村の自己財源にゆとりを与えてやる。自己財源について市町村側にゆとりを与えてやるという仕組みになつておるわけでありまして、問題点であることは私も事実だろうと思ひます。

○中井委員 仕組みを与えてるんじやないですよ。七割しか補てんしない。三割損する。はつきり言つと。そういうわけでしょう。この点はそんなさういふことではない。この点はそんなに強いつい知事会の意見を聞いてるからじゃないですか、非常に俗な表現ですけども。そういうことではないかというのであります。この点だけを申し上げておきます。

○矢尾委員 ほか質疑ございませんか。亀山君。  
○亀山委員 私は山本、岡田両参考人のどちらでもけっこうですが、御回答を願ひたいと思ひます。この自転車荷車

税の廃止問題というものは、多年の要望であつた問題で、今回思ひきつて自転車荷車税を廃止したわけですが、そのかわり、今いろいろお話がありまして、たゞこの消費税のパーセンテージの増では、あるいは御満足するかもしれないが、一体自転車荷車税というものが永続できる、長らく町村の分与財源として永続できる——徴収手続の複雑その他把握の問題等をお考えになりまして、これが長く永続できるとお考えになりますかどうでございませうか、その点を一つ。むしろこの際思ひ切つて、今お話しのように市町村には多少影響があるかもしれないが、たゞこの消費税なり、あるいは同僚中井委員の御質問にお答えがありました地方交付税その他の措置によつて、できればこの際廃止するのがいいいのではないかと考へるのであります。この点お二人いづれでも、そろつてでもけっこうですからお答えいただきたい。

○山本参考人 自転車荷車税の問題につきましても、ただいまの御質問の通り将来検討を要すべき問題と私も思つております。ただ私どもがここで申し上げたいのは、こういう地方税の問題を突然御提案になつたことについてであります。別にわれわれはあくまでも自転車税を存続するということではございませぬ。大衆課税であり、当然将来地方税全般あるいはその地方を通じての税制全般を検討する際には、いろいろ検討する場があるということには同感でございませぬ。ただ突如として取り上げる必要はないじゃないか、さらには検討していただいたらどうかと思ふのであります。ことに今度のたゞこの消費税を御配慮いただいた点はあり

がたいのでございませぬが、まずまず都市と農村との税の配分が開いてくる、都市に厚く農村に薄くなるということをお考へるのでございまして、廃止はさらに研究して一連の税制改革のときにお取り上げになつてはどうか、こう言うのでございませぬ。

○岡田参考人 ただいまの問題でございませぬが、私もとしては自転車荷車税を、決していい税とは思つておらぬ、悪税と言つてはどうかわかりませぬが、とにかくいい税とは思つておりませんので、この際廃止されることにについては非常にけっこうなことだと考へております。ただそれがために町村の財源が急激にばかつと抜かれた、それを適当に補てんしていただきたというのが先ほども申し上げたわけなのでございまして、今も山本さんからお話があるべき運命のものかもしれない、長くあつたものがいい方がいといふことについては私も同感でございませぬ。従つて問題は早く穴を適當に埋めていただきたといふことで、たゞこの消費税が人口の多いところや賑などを持っている交通の便利などところ偏重するといふ点があります。これには配分の方法がいろいろ考へられておるようでございませぬが、今日すぐには困難でも、できるだけ早い機会に配分の方を公正に、公正に申しますより適正にやつていただきたといふことを申し上げるわけでありませぬ。

○亀山委員 山本参考人の言葉はよくわかるのでありますけれども、結局今回交付税の一・五%の増率を見、軽自動車税その他を町村税におろし、たゞこの消費税の増率を見たこの機会に、

従来悪税といわれた自転車荷車税を廃止するという問題は、根本的な地方税制の改革の問題その他の点もありませぬけれども、ある程度それをカバーしていかないと考へております。その点について町村財政に税源の手当がないというだけの御意見では、われわれちよつと納得しかねるわけでありませぬ。根本的の地方税制の問題もいろいろあります。これはいいわる悪税といわれた中の特に悪税である自転車荷車税の問題ですから、廃止には賛成されると思つていたのです。いかがですか、もう一回。

○山本参考人 ただいま御質問の通り自転車荷車税の廃止につきましても、政府与党の皆様の御配慮はよくわかるのでございませぬ。ただ、私も少し原則論に流れ過ぎておるのでございませぬが、三十三年度の地方財政の自然増加等が非常にあるといひます。農村に町村におきましては増収はあまりないものでございませぬ。全般的に見ますと地方財政は相當の自然増収があるやうでございませぬが、實際は、農村を中心とした町村にはあまりございませぬ。いろいろ町村のこともお考へを願ひ、しかも平衡交付税でめんどろを見るから、この際自転車荷車税くらいはという御意見ももつともでございませぬが、われわれといたしましては自主財源ということに大きな関心を持つておるのでございまして、内容がよく

なつたからこの際廃止したらいといふことには、御好意は感謝いたしますが、原則的には賛成ということとは申し上げられないわけでございます。  
○中井委員 ちよつと関連して。先ほどのお尋ねはその目的でしたのです

○門司委員 私はこの機会にちよっただけ聞いておきたいのですが、さっき中井君からもお話がありましたけれども、政府の説明を聞いておりますと、結局二十三億ぐらいの減収になって、たばこ消費税で十五億三千三百万が埋まり、差引約八億ぐらいの減収になる。その中で二割の徴税費がかかっておるとすればこれが大体四億六千万円、それを差し引くとあと減収分が四億ぐらい残る、しかしこれについては

すが、もう一つ、この機会でありますから、聞いておきたいと思っています。この税金を離れてもう一つ聞いておきたいことは、御承知のように自治庁が去年の暮れに、固定資産税の強化の、いわゆる課税客体に対する値上げを大体五%指示をいたしましたのであります。家屋の方が五%下つて土地が五%上つたのだから、数字から言えばとんとんになるかもしれません。しかし、農村の土地はほとんど家は建っておりませ

はその開きは非常に大きなもので、従つて町村地帯では固定資産税がふえると思つておつたんだが、とんとんであれば、なおこの四億六千万というものを何かで埋めなければならぬということが出てくるわけです。そうすると、政府の考え方では、今のところ皆さん方の御懸念のようなことになりません。変なことを聞くようですが、この穴埋めについて、たばこの消費税の配分の方法を変えるか、あるいは例の交

等でしていただきますと、アンパランスが相当直るのではないか、こう考えております。従来からお願いしておる次第でございます。

○門司委員 この上は自治庁に聞いてもこの問題は解決せぬと思うのだが、自治庁は今のように入四億六千万円、これはとれないものをとれると勘定しておるが、これがとれないということになるとどこまで行っても穴になる。従前にしても穴になると思う。これを自

い。そういたしますと、また地方自治といふ見地から考えました場合に、好ましくない影響が起つて参るわけがありますから、原則的にはどうしても、しばしば御指摘になっておりますように、市町村の財源は独立税収入でまかなえる限りはまかないたい、あの足りない分を国の依存財源に持っていきたい。これは原則論でございします。その場合に私たちは、市町村の財源を税でまかないたいというのは、税



正の中で木材引取税の改正に對し、参考意見を口述の機会を与えていただき、申し上げる次第であります。伺いますれば、本日は口述の時間に制限があるようでございますから、結論的に申し述べて、時間の許される場合は補述いたすことにいたします。

一、木材引取税は、昨三十二年に標準税率の五%を一%引き下げ、四%とせられたばかりのところ、さらに昭和三十三年に四%を二%に引き下げて二%にするに申されますが、これは税額にして五〇%の減税とするわけで、はなはだ極端ではないか、何とかいまい少しくお手やわらかな処置はないものかと思われ次第であります。ことに北海道のごときは、価格は實際取引価格を採用し、税率は制限を用いて、例年の冷害、凶作に処してあるところでございます。いま、この極端な処置には手の施しようもない痛手でございまして、この処置は、われわれから見ればまさに朝令暮改と申すほかなく、せつかく昨年改正したばかりであるから、いましばらく現行法のままでよく調査研究をして、真に適正な改正を準備した上で、処置していただきたいと思ひます。

第二は、聞くところによりますれば、近く地方税法を全般的に根本的に改革せらるる御方針があるとのことであり、それが事実であります。あるならば、その時期も遠くあるまいかと思ひますので、そのときまで本税を現行のままにして、今にわかに林野関係市町村の住民に不安を与えぬようにしていただきたいと思ひ次第であります。

三は、本税がもしどうしても減廃を

必要とするようでありますならば、改正案と同時にそのかわり財源として、確定な補てん案を並行していただくことが特に必要なことで、山岳国であるわが日本の実情から、自然的に林野関係の市町村が多いことは事実でございます。従つて、一部の市町村に本税にかかると不合理があつたといひまして、大多数の市町村は現行税法をもつて主要な自主財源としておりますから、今日の改正に際し、確實かつ恒久的な財源措置が講ぜられず、単なる暫定措置をもつてこの恒久的な税法を改めることは、林野市町村の財政を危うくし、かつ一般市町村への負担転嫁となるので、確實かつ恒久的なかわり財源措置が具体的にされた上で、改正が行われるようお願い申し上げるものであります。ことに北海道林野市町村約二百の中には、町村総収入の三〇%から七〇%を木材引取税に依存してある町村が多数あることは、この問題を重視するゆゑでございます。

四つには本税の徴収に對しては、今後さらに自治庁と林野庁の連絡協調を密にして、地方公共団体の本税に對する捕提徴収に寄与していただくならば、既往のたまたま聞くような不都合は解消できると考へるのでございまして、現に北海道における実情は、そのよい一例であるのでございまして、特にこのことに御配慮を願ひたい次第であります。

五つには、終りに本委員会を通じて、自治庁の最高首脳部に対する要望でございます。自治庁は地方公共団体の世話役として、その信頼の上に立ち、その保護指導育成に眞実を示され、眞の民主自立による社会福祉と健

全なる民主国家の基礎たる市町村の確立を進めておられますのであります。が、特に最高首脳部はその本来の使命に基く一貫性を持つて一段の御努力がお願いしたい次第でございます。このことはわれわれ地方住民に直結する町村首長も誠意を持って進むのであります。が、去る本年の一月二十三日の、われわれ木材引取税に関する全国大会における自治庁の最高首脳部のごあいさつで、本年は木材引取税の引き下げには手を触れぬことを言明された当時の状況を想起いたしまして、特に自治庁の最高首脳部はぜひ公約の履行を厳に、信を保つように御留意していただきたい。そうして地方公共団体、すなわち地方民の信頼を失わぬよう常に責任を明らかにして、いよいよ地方振興とともに、健全なる民主国家の進展に寄与されんことを切に願ひしてやまぬ次第でございます。

私の意見はこれで終了です。ありがとうございます。

○矢尾委員長 次に北海道新得町議会議員石畑久成君にお願いいたします。

○石畑参考人 町村議会議長を代表いたします。今、今回行われんとしております地方税法の一部改正のうち木材引取税率引き下げに對して、意見を申し上げます。御承知のごとく農山市町村における自主財源として最も重要な木材引取税率を引き下げることは、自治体である市町村の進展を妨げることとはもちろん、町村理事者が常に強く主張して参りました自主財源の充実強化とは正反對のはなはだしいものであらうと思ひ

ます。これを木材業者の言われるところによりますと、悪税なりと批評しておりますが、木材搬出のために市町村住民に多大の迷惑をかけておることとも忘れておるようであります。また多年修繕を守り通して来ましたが、町村民で四の税金を拒み、町村民の多大なる努力を無視することは、共存共栄の趣旨に反するものと言ふべきであります。住民の福祉と利益を守らなければならぬわれわれ町村代表者は、得る限り住民の直接負担を軽減して、他の自主財源の確立をはかろうとしておるとき、特に北海道のごときは連統的凶作のため税収総額の平均約四〇%、最高六七・一六%、最低八・四七%を木材引取税に依存しておるほとんどの農山市町村からこの税の半額を奪うことは、財政に及ぼす影響は甚大である、三十三年度予算編成の上にも迷つておるような状態で、いづゆる町村の死活問題ともいふべきであらうと思ひます。政府におかれましては、このかわり財源として特別交付税を充てられると聞いておりますが、三十年度はともかくといたしまして、これは不確定的のものも存じます。従いましていつこれを廃されるも、われわれとしてはどこに取りつくすべもないわけでありまして、またかくのごとき財源に永久依存することは、常に市町村財政に不安がたえないことにもなるのであります。今回この税の五割減税を発表されるや、われわれ市町村議会人にもちろん関係住民にとりまして意外なることで、政府のとられま

したこの処置に對しまして、関係住民ひとしく政府に對する批判の聲が高いのであります。かくのごときはひいては政府並びに政党に對する国民の不信ともなるべきものであつて、十分御考慮の上減税されるとすれば、補てん財源の永久確定的処置をとっていただき、自治体財政に混乱を来さざるよう御善処方を強く要望申し上げます。

○矢尾委員長 質疑の通告がありますのでこれを許します。中井徳次郎君

○中井委員 今私伺いましたが、林さんにちよつと一点だけ私参考にお尋ねしたいのですが、あなたの御説明の第三項でありましたが、どうしてもやるというならば、かわり財源をはつきりしてやつてもらいたいということであり、それに関連しまして当委員会におきまして木材引取税のことは数年前から議論になつておりました、私も社会党といひましては相当年数のたつた立木に、たとえば三十年以上とか何とかいう一定の標準を設けまして、その立木にごく軽い固定資産税的なものをかけたかどうか。今の率は百分の一・四でありましたが、それをもう少しとんと低くしてやつて、それで今の木材引取税ぐらいの税源は確保できるし、しかもそれは安定をする、もうきまれば毎年入る、はつきりと入る、ということ、そういうことを一つ考へてはいかぬ。そういうことはできるかどうかということ、政府にたびた質問をいたしますと、政府は非常に困難だといふのであります。非常に困難で、實際問題としてはなかなかできない。僕らはそんなばかなことは、できるじゃないか、材木の売買



これは厳格に言うところ四千万円取れなければならぬ、それが百五十万——私は実際を知っております。そういうことがあるからこの引取税の撤廃の問題が起ってくる。従ってそういうところではどうでもいって思うんです。ところが厳格に取っておる北海道の皆さんの方から猛烈なながあるという、日本の内政のこの集約がここに出てきたような感じがありますが、そういたしますと、皆さんのところで、もしこの政府の案のようになりますと、どれくらいの減収になるのをごさいますか。

○林参考人 これは御参考にと思ひまして、北海道東北六県における木材引取税の税率の引き下げによる減収見込額というものを、ごく内輪になりまして、昭和三十三年度の地方交付税の算定基礎とした課税標準額を一応定めて、それに現行の百分の四を乗じました額と、それから今の課税標準額の二%を差し引いたもの、従って減収見込額を調べたこともございしますが、実際はこの二倍から三倍に実収の減はなるわけでありまして。そういうことから言いますと、北海道の場合は一億四千二百三十七万三千円ということになっておりますから、これの二倍としますれば二億八千万、三倍とすれば三億円以上になりますけれども、二倍半くらいじゃないかと思ひます。それから青森県が二千七百七十五万円になっておりますし、秋田県が三千四百万円になっております、岩手県が三千四百九十九万円になっております。福島県が二千九百六十六万円というふうなわけで、すから、各府県の割合がどうか知りませんが、北海道の場合は二倍半くらい

が適當な実収減じやなからうかと思ひわけでございます

○中井委員 小林君、今の説明ですが、それに対する裏づけというのは、やはり先ほどの自動車荷重税と右へならえてですか。

○小林(興)政府委員 木材の引取税の場合、一般的に言えば、普通の交付税の問題と同じ問題でございますが、団体によって減収が特にないのは、その点ではないか、こういうので、その点は、これは部分につきましては特別交付税で措置をしよう、こういう方針であります。

○中井委員 さつきも門司さんからお話があったのでありますが、特別交付税で、買ひものかごみだに何でもそこにはうり込んで格好をつけるというのですが、金額としてどれくらいのものになるのですか、それで補てんすべきものですね。これはきょうでなくていいです。きょうわからなければあとでその資料を出して下さい。

○小林(興)政府委員 これはおつて数字がはつきりすれば申し上げます。

○門司委員 ごく簡単に一つだけ聞いておきたいと思ひますが、この税金は今地方の自治体では非常に困るところがたぐさあるから、何とかしなければならぬ、このことは今のお話でよくわかります。しかし先ほどの中井君の質問に対して、山林に対する税金のかけ方を、かけないでいいとは考えないか、一ぺんに何か収益のあったときにかけるようにしたらどうかというふうな御意見だったと思ひますが、それではこの問題の解決はつかないと思ひます。ことに政府が今考えておりますように、特別交付税でこれをまかなう

ていこうというのはことし一年だけのことであつて、毎年これを特別交付税で穴埋めするというのが、税金の本質からいってもおかしい話で、そういうことはできませんし、許してもおけない。従って何らかの恒久策が必要になってくる。切ったときに一ぺんにというお話であります、これは一面においては所得税を減らして、これは一面、町村の新しい法定外の普通税として立木伐採税というものでなければ、私はかけられないことではないと思ひますが、そういう方法以外にこれをカバーするものは、今のところないのではないかと、今のように実は考えられて参ります。この点についてもしお考えがございしますれば、一つお伺いしておきたいと思ひます。

○林参考人 そのことは林野町村の自主財源に対する大へん深い御配慮と思ひます。気持ちの上では感謝にたえないわけでございますが、先刻も申し上げましたように、たとえは一定のいわゆる伐期に達したものであらうという話で、中井さんからあつたようにございしますが、そういうことならば、いわゆる実力がありまして、いつでも切れる、金になるけれども、都合で切らぬでおくというところで、そういうものは課税がございしますが、そういうものは課税がございしますが、きつとさつそく伐採しはせぬか、そういうことになりまして、今度も課税をかけたとならなくなつてしまふというふうなことになるれば心配だと思ひますが、私先刻から申し上げますように、立木というものは植栽して早くて三十年、おそいものは五十年も六十年も七十

年も、直接間接に山林の擁護をしておりますものが課税するようになったら、すぐ切られてしまふということになれば、この点にわれわれは抜く穴が生ずるという心配がございしますので、その点の処置が何か明確につきますれば、この点も考えられることじやなからうかと思つておるわけであります。

○龜山委員 ただいま非常に有益な御意見を拝聴いたしました、中井委員及び門司委員の言われました立木税の問題は、傾聴すべき議論だと思ひますが、私はこの際、よくお伺いしたいことは、今、林さんからお述べになりましたように、木材引取税については北海道、東北方面には減収になるという問題になるのですが、木材引取税全般に對して、業者はもうろいろいふ方面から、これの撤廃もしくは減税の主張の非常に強いことは御存じと思ひますが、この点どうお考えですか。

○林参考人 それは木材引取税ばかりでなくて、すべての税に對しては、納税義務者から考えますと、悪税ならざる税はなからうと思つております。ほんとうからいふと税というものは、いふ方がよろしうございしますが、そういうわけには行きませんで、ことに民主主義で自主独立の自治行政をやる者としたしましては、いかに自治行政が法律化したとしても、財源の伴わない自主行政というものはあり得ない実情でございしますので、どうしてもそれだけの地方の資源状態その他によりまして、適正な課税は必要である。ことにこうした生産物に對しまして、収入に對しましては、もちろん所得税がございしますけれども、ことに山林、林木に對しましては、われわれ自治体の首長は法

のもとに、だれの山林でもこれを擁護していかねばならぬ義務がございしますから、ことに山林の木材のときはわれわれの一番大きく要するところの土木費の問題に關係のあるものでありまして、かれこれ考えますればほかの物品に關するもの以上に、これに對する適正な課税というものは絶対に必要じやなからうかと、私どもは信じておる次第でございます。

○龜山委員 今最後にお述べになりました適正課税という問題が、結局は国有林の多い地方としからざるものと、の違ひ、たとえば国有林であれば納付金制度があり、しかるざるところはなない。しかも現在の税の立て方が従価税であつて、これに付随して従量税になつてゐる、こういう点がいろいろ問題があるわけですね。そこで結局はこの木材引取税の問題として、一番問題点は適正課税だと思ひます。この点が今度政府案によつて、ある程度解決しようということになっておりますが、そうなること今るお述べにありましたように、北海道、東北地方というものは減税がはなはだしい。よくわかりませんが、その点はこの際適正な処置を講ずれば、そうあながち強い御反対はないのじやないか。また特別交付税というものは安定せぬというお話でありま

すけれども、これは木材引取税の減税の結果を見つ、相当期間これを統けていくということであれば、絶対反対とまでおつしやなくていいんじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○林参考人 これは絶対反対と申すことは、先刻から申し上げますように、こうした林野町村の多い日本にお

きまする自主財源を極端にこうして引き下げるのに対しては、法の改正をしなければ永久的に下つてしまふ。ところが財源補てんの方法はきつめて暫定的であつて、今も財政局長さんのおっしゃる通りに、計算しなければならぬといふ程度の腹構えであるし、そして減らされる税率に対してははっきり税額が現れておる。こういう不安定のもとに減税処置を講ずるといふことは絶対反対であります。ただしそれが道があきまして、財源措置が具体的にたつていきましたれば、正しいことに従うだけの余裕は持つておりますが、片一方は厳格な減税処置をし、収入においてはまことにあいまいなものをもつてこれにかえておるといふことは、絶対反対せざるを得ない事情であります。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひますが、この問題は掘り下げて参りますと二つに問題が分れるかと思ひます。一つの問題は、国有林がたぐさんあるといふこと。一つは民有林であること。従つて町村が山林を育成いたします場合における考え方としては、民有林はまず山持ちにまかしておけばよろしい。しかし国有林は町村の維持管理というものが、相当大きなウエートを占めておらなければ完全な育成はできない。そうなつて参りますと、これを一つの目的税的のものとして一応考へて参りますと、もう一つ出てくるのは、山林開発その他に要する、さつきお話のありましたような町村の土木費が非常に大きな関連性を両方に持つております。そこで頭は二つあるが、しかし町村の関するものは、民有林に対しては土木工事その他の

の産業の開発といわれる林道その他の開設が、やはり大きな村の費用を食つておるといふことに間違ひはない。

従つてこれに適正な課税をするといふことは当然だと思ふ。そうすることによつて初めてこの山林の価値が出てくるのであります。従つて今のような課税方法がもし工合が悪いとするなら、さつき申しましたように、これを二つに分けて、一つは目的税的の感覚から育成していく町村の責任と努力に対する国の補償といふものが当然考えられなければならぬ。こういうふうに分けて考へて参りますと、案外具体的問題の処置がつくのではないかと考へます。従つて立木に税金をかけるというものは一つの考え方でありまして、あるいは今どこかの村や県でつておると思ひますが、二十六の法定外の税の中に立木税といふものがあるように記憶しております。そういう形であるといふことが一つ、いわゆる民有林に対してはそういう形で一応とつていく、国有林については村のそうした負担にたえただけの国が負担をしていくといふこと、こういう形でこれを処置していけば、ある程度の財源の確保といふものが完全にできるのではないか。同時に、ことに北海道、東北のような国有林の多いところは、伐採したときだけの価値でなくて、日ごろ育成開発することに町村が努力しておる、それに対して国が補償する。いわゆる国と町村との話し合いの中に、この問題の解決がつくのではないかと考へられますが、この点について一つ参考人の御意見を

ありましたらお伺いしたいと思ひます。

○林参考人 大へん御研究の行き届いた御質問に対して敬意を表するのでありますが、ただこの問題は、民有林の場合に目的税としてしようといふことは、ちよつと無理があるのじやなからうか、これはやはり町村の税収が、たゞ道路とか、山を守るとかいうだけでありませんで、やはり教育にも関係があるし、衛生にも関係がございます。やはりそうした面にもつながりのある自主財源でございますから、その辺についてはもう少し御研究をお願いいたしたいと思ひます。従つて、大体におきまして国有林並びに民有林のようなものに対しては、今仰せられたような処置が講ぜられますれば、要するに町村の自主財源としての数字が得られることになりますれば、私も私としてはけつこうだと考へる次第でございます。

○北山委員 木材引取税の問題で、ちよつとわからぬことがありますのでお伺いするのですが、今度は税率が百分の四から百分の二に下つた、当然半分になつた、こういうふうに考へておるのです。ところが税率の方から見ると、むしろ去年よりも多い見積りをしておる。三十二年度の当初の見込みが十八億四千万円ですが、ことしの改正案によると二十一億なんです。二億九千六百万円だけ増収になる財政の見積りになつておるのですが、税率が半分になつたら普通の常識からいへば半分にならなければならぬ。税率の方は半分にしておいて、見積りの方はふやしておるというのはいかぬと思ひます。これは一体どういふふうな関係なんでしょう。

○奥野政府委員 三十二年度の木材引取税の収入見込み額が二十二億四千万円でございます。十八億四千万円は当初計画ですが、三十一年度の決算にすでにそれをオーバーする財政収入が上つておるわけでありまして、今度の改正に当りまして、大体現在程度の税収入が維持できるように課税の適正化にやつてはかりたい。その場合にどこまで税率を下げられるだろうか、こういうようなことからその税率が生まれ、財政収入の見込み額も生まれてきていくわけでございます。

○北山委員 それは少しばかりの率を下げて、そしてあとは適正化でもつて前と同じくらいの税収を上げるといふならまだ別ですよ。ところが税率は半分に軽減しておいて、税収入の方はむしろ当初見積り——今回も当初見積りなんです。ところが比べてみれば三億もふやしておるというのはどうしても納得できない。適正化という魔術の内容を一つ明らかにしてもらわなければならぬと思ふ。ほかの税だって、税率は半分にしておいて税収入は同じだと言つたつてだれも納得しませんよ。おそらく北海道の人なんかは、税率は半分にしておいて前年と同じ収入を上げるといつたつて、そんなことは不可能だといふところから反対するのだと思ふ。その魔術を一つ明らかにしてもらわねえといふからぬと思ふのだが、どうなんですか。それが先ほどの小林財政局長のいわゆる特別交付税という、その交付税でやる分が幾らかといふことも関連するのですが、これは私はわからぬので……。

○奥野政府委員 先ほど三十一年度の実際の数字を申し上げませんでした。三十二年度の実績見込みが二十二億、これらの基礎に立ちまして三十三年度の見込み額を計算しております。なお御指摘になりましたように税率を半減しながら従来の税収入を維持できるのは魔術だといふことでございます。まさしくそう言われればそういう問題になるわけでありまして、そういう疑問が起つてくるくらいに、木材引取税の課税の状況の悪い地域が多かつたこともまたほんとうだろうと思ふのであります。課税適正化の方法といたしましては、現在国有林野につきまして営林署が木材引取税の特別徴収の義務を履行しているところもございまして、やつてくれないところもございまして、こういう問題につきましては、林野庁は全面的に営林署に特別徴収の義務を行わせる、こういう確約をいたしておるわけでございます。もう一つは容積を課税標準として木材引取税を課していくところがあるわけでございますが、その場合の価格につきまして林野庁と話し合いをした上、昭和二十九年であつたことを示しているわけでございます。その後木材の価格が二割近く上つておるわけでございますので、その価格をこの際引き上げたい、こう考へておるわけでございます。

なお従来木材引取税の撤廃運動が非常に激しく行われておつたわけでございます。私たちが今回この改正をいたします前提といたしましては、木材関係の人たちで廃止運動をやつておるが、この廃止運動は取り下げられると

いう前提に立って、そうしてこういう人たちが林野庁も、木材引取税の適正な運営に協力をしていただく、そういう前提に立っておるわけでございまして、協力が得られますならば課税客体の把握の問題につきましても、従来よりもかなりよい成績をあげることができるとは思いますが、こういうような総合的な施策なりあるいは考え方のなりにも、税率は半減いたしますが、大体従来と変らない収入があげられるのではないだろうか、こういう期待を持っておるわけでございます。

○北山委員 木材引取税の税率が下つたのは、これはもうだれもわかつておる通りで、木材業者が税金が高いから安くしてくれ、そういうことから運動をやっているのだと思うのです。従来の二十億という収入は十億にしてもいいというものが、この木材引取業者の要求だろと思う。それを税率が四％ではいかぬから二％にしよう、税金の方は減らなくてもいいなんぞという気持ちじゃないかと思う。そうでしょう。税率は収入にさわるから下げてくれ、税金は納めます、下げなくてもいい、こういうことなんですか。どうもわからぬのだがな。

○奥野政府委員 木材引取税撤廃運動をやっておられた方々一人一人々に聞いてみないと、正確なことがあるいはわからないかもしれせん。しかしながら私たちが立案に当りました経過だけを申し上げておきたいと思ひます。撤廃運動をやっておられた方々で、私たちにいろいろと御意見のありました際には、木材引取税というものが市町村間において非常に区々なんだ、そのことが自分たちの仕事の上に

も非常な障害を及ぼしているのだ。もちろん廃止が望ましいけれども、少くとも個々の市町村間において適正な課税の行われるようにしてもらいたい、また税率を下げて適正課税が行われるならば収入は維持できるじゃないか、大体従来通りの収入を木材引取税において得られていく、そういうことについては異存はない。問題は個々の町村間の負担が適正になることだ、こういうことでございします。またそういうことをも目途に税率を思い切つて下げてもらうことによって撤廃運動もやめてしまひ、むしろ協力したい、こういうふうにならうとおつたわけでありまして、そのことが結果的にそうなるかどうかは知りませんが、私たちが立案の過程においてはそれを信頼して、あえてそういうような立法に携わつたということは事実でございします。もとより木材引取税の収入を重要な財源としておられます市町村の財政のことも、よく考えていかなければならないわけでありまして、経過を率直に申し上げますと、そういうことでございします。

○北山委員 私から言うならば、こういう魔術は、奥野さんが言うように、木材業者一人一人に當つて調べなければならぬ。私もはそういう気持ちになるのです。こういう魔術はわからない。だが、きょうは参考人の方々もおられるのですから、別に政府の方へお伺いをするわけなんです、少くとも税の制度を作るときに、納税義務者の意見を信用して、その個々の業者は、全体の木材引取税は二十億確保されようが、三十億にならうが、そんなことに責任を持てるものじゃないですよ。持

つ資格がないのです。そのことくらいはわかつておるはずですよ。まさか請負者か二十億出します、こう言うのじゃないでしよう。そんなことを信用して税法の改正なんかやるといふことは、まことにこれは不届きというのか、軽率だと私は思うのです。この点はどうなんでしょうか。

○奥野政府委員 三十二年度に五％を四％に下げ、三十三年度に四％を二％に下げたという経過から見ますと、まことに先を見通さないで改正の立案に當つたといふお叱りを受けても私はこれに抗弁のしようがないと思ひます。しかしながら三十二年度で二％を引き下げましたその後の運営の状況等を見ておきますと、やはり何らかの措置をとらざるを得なかつただろう、こう思うのであります。二％に下げましたことが適正であつたか適正でなかつたか、今後の運営を見てみまへんと、正しい判断はできないだらうと思ひます。しかしながら実際にいたしました点については、二％に下げることによつて、むしろ今まで撤廃運動をされておつた人々が協力をする、こういうことであつたことも事実でございします。これを百パーセント信用していいかどうか、いろいろ問題がありましよう。また経過的には業界が二十億円のものをかわつて徴収して納めてもいいのですね、こういうことは制度的に考えられぬわけではございませんが、そういう意見が業界から出ておつたことも、これも事実でございします。

○矢尾委員長 これにて地方税法改正案及び地方交付税法改正案について参

考人の意見の聴取はすべて終了しました。この際参考人の方々に對しまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は長時間にわたりまして有益な御意見を述べただきましてありがとうございます。各位の御意見は両案審査の上に多大の参考になるものと存じまして、ここに厚くお礼申し上げます。次第でございします。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時五十六分開議

○矢尾委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日の午後は、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、参考人公営企業金融公庫理事長三好重夫君より意見を聴取いたすことになつております。

この際私より一言ごあいさつ申し上げます。

三好参考人には御多用中にもかかわらず御出席下さいまして、ここに厚くお礼申し上げます。ここに

す。御意見の開陳は本案審査の上に多大の参考になるものと存じますので、忌憚のない御意見の開陳をお願いいたします。三好参考人。

○三好参考人 私ども公庫の仕事は、御承知のように、昨年六月出発いたしましたのは九月でございします。幸いにいたしまして、各方面の御協力によりまして、今日まできわめて順調に円滑な運営をいたしております次第でございします。資金の調達の際におきましても、また貸し出しの際におきましても順調

な運営をいたしておる次第であります。

本年度は、御承知のように、政府資金五億のうちの四億を貸し出し、なお債券発行七十億を資金源としたしておるのでございしますが、その七十億のうち四十億が純粋の公募でございまして、三十億が縁故募集ということに相なつておるのであります。縁故募集と申しますのは、主として地方団体並びにその関係の団体に債券の引き受けを願ひまして資金の調達をいたしておる、そのものをさすのでございしますが、いずれも円滑に参つておるのであります。

本年度の運営につきまして特に私意見を申し上げます点が一つございしますのは、政府におかれましてこの公庫の本質とでもいいますか、働きたいですか、そういうものについての御理解が多少足りないのではないかというものを伺つた事件がございします。それは当初この七十億の計画が国会におきまして御議決を願つたのでございします。が、御承知のような金融情勢の変化によりまして、当面応急の対策を講ぜられるに當りまして、私どもの公庫の方の資金も十億削減するというお話を持ち出されました。多分に私どもの想像でございしますけれども、それによりまして地方団体の設備資金を制約するといふ御趣旨があつたのではないかと考えるのでございします。実際私どもの公庫は起債の許可のありましたもののみに限つて貸し出しをいたしたのでございしますから、私どもの方の貸し出し資金量を減らされましても、地方の事業分量には影響はございしません。地方はどこからかの十億を調達いたしましたし

て、事業をいたすはずでございまして、従いましてそういうことをやられてもおそらくねらわれる効果は実現しないということであつたと思つておりますが、一応そういう話が出まして、その結果すつたもんだの末、結局政府側におかれましては、当初五十億の公募の計画でございましたものを四十億に減じ、二十億の繰越募集の計画でございましたものを三十億にふやしまして、七十億の総額をお認め願ひました。それが順調に参つておることは先ほど申し上げた通りでございまして、その際示されたこの公庫の姿といひますか、そういうものについての誤解というものを、非常に私どもは残念に思つたのであります。真に政府筋において理解しておつていただけないのじゃないかという不満を感じたことがございまして、いづれにいたしまして、も、やつて参つたのであります。明年度の予算要求に際しまして、意見を徴せられましたから具申いたしました事項が三、四項目ございまして、これを意見としてお聞きとりたいと思つたのであります。

今日までの経験によりまして、地方をいろいろ回つてみまして御注文がございまして、その御注文をしんしゃくし、ごもつともであると思ひます。点が幾つもあるでございまして、その一つは指定地方債の問題でございまして、御承知のように、東京、大阪、兵庫の三都府県と五大市の起債につきましては、公営企業におきましては、旧指定地方債の取扱ひがされております。これは現実に見ますと、十分なる消化が行われておりません。従いまして地方団体の中には私どもにこれを取

り扱うようにということ、ひそかに要請される向きがあるでございまして、ひそかに申しますのは、これをその消化を引き受けてくれる金融機関に影響がある、あるいは監督官庁の思惑もある、その他のいろいろな事情でございまして、こつそり言われる形ではないかと想像するものであります。相当強い要望がございまして、従いまして数字的に調べました結果は、大體明年度におきましてもおそらく月二十億程度のペースで消化されなければ、指定地方債の消化はできないのではないかと今考えられるのであります。と申しますことは、昭和三十三年度のワクに加えて、本年度未消化で繰り越しますもの、明年度におきまして借入れ時期の到来いたしますもの、これを加えてやります二百四、五十億になるのではないかと想像されるのであります。これは今日の金融市場の情勢からいたしまして、なかなか消化困難な問題ではないかというふうに見受けられます。従いまして団体によりまして、何とかならぬかという御希望があるのも、ごもつともであるように私どもは考えております。

あるように私どもは考えております。従いまして予算請求の際には、ぜひこれを取り扱うワクに入れていただきたい、せめて道だけでも開いていただきたいというお願いをいたしたのでございまして、お取り上げに相なっております。これは思ひますに、私どもの方でも取り扱うというふうな相なりは、金融機関におかれましては、自然ある程度は現在の形でも消化にもつと協力される姿が出てくるのではないかと今も想像いたしま

す。と申しますのは、われわれの方の貸し出しは、後にあるいは申し上げるかも知れませんが、大體七分六厘で貸し出しをいたす予定でございまして、現在指定地方債で調達されております利子は八分三厘を越えておるはずでございまして、七厘以上の開きがあります。従つて私どもの方の貸し出しをすれば、その面からも、これはいわけゆる指定地方債を発行しております団体は助かるわけでありまして、同時に、銀行の方、金融機関の方からいへば、同じ貸し出しならば利率の高の低いという空気も一部にあるので、私の方が扱うという道が開ければ直接貸付もいたしますとともに、側面から銀行がそれを引き受ける方の援助になるのではないかと、かように考えておるのであります。

いま一つの点は、高利債の低利借りかえてございまして、これも各地方を回りましていろいろ聞きますと、ぜひやつてほしいという希望が非常にございまして、数字的に調べましたも相当高い、八分、五分五厘、九分以上のものが多額にあるのであります。公営企業経営の健全化の面から、あるいは料金策定の面からいたしまして、要望されるのがごもつともであるというふうな考慮をいたします。これも予算要求の際には、ぜひ取り扱う範囲に入れていただきたいというお願いをいたしました。ことにこの問題につきましては、国会におきまして皆様の附帯決議の御趣旨もございまして、その点も強調いたしましたのでございしますが、政府側においてはお取り上げに相ならなかつたのであります。

第三の問題は一時借入金の問題でございまして、地方団体の公営企業の内部におきまして、金繰り上一時資金の調達に困られる向きがある、それをぜひ公庫においてめんどうを見てもらいたいという御要求がしばしばございまして、だんだんお話を承りますと、政府資金の貸し出しの面におかれまして、起債許可前にも相当貸し出しをいたしておられるようでございまして、それをやられる場合におきましても非常にやかましく言われる。そうしてせつかく出されましても出来高の八割程度にとどめられるというふうになりまして、全部の資金の調達ができな方金融機関から借りるというふうなことをやつておられるという向きが、ちよいちよいあるようでございまして、私どもの方に扱つてくれないかと思つたのであります。これも予算要求の際にはお願いをいたしたのでございしますが、取り上げてもらえなかつた問題の一つでございまして、それから第四番目の問題は、私どもの方の手持ちの資金が、年度末におきましては調達しただけを、全額貸し出すという格好になりますけれども、年度の途中におきましては多少金繰り上の余裕を生ずることがございます。これは債券発行によつて主たる資金を調達いたすのでございするがゆゑに、自然毎月大體平準化した金額で調達をいたさなければ相ならない。そういう需要の面とマッチしないことが起りまして、ある程度資金が寝ることがございまして、従いましてその間できるだけ有利に運用をしていきたい。それ

にはまあ金融情勢が別でございまして、金繰り上一時資金の調達には、今日の状況におきましては、公庫に放出することを認めていただきますならば、相当有利に運用できる。そこでそういう道を開いておいてもらいたい。必ず公庫に出すというのじゃありませんが、そういう道を開いておいてもらえれば、せつかく手元に寝ておる金がある程度有利に運用できる。ひいては地方団体のためになるのだというふうな考えがあるのであります。この道が閉ざされている。しばしばこれも何とかしていただきたいという要求を予算の際にお願いしたのであります。その理由もわれわれには納得しがたいもののようでございまして、そういうことで今日まで参つておるのであります。もしできますれば、かようなことが公庫の運営に合理的なものであるというふうなことでございするならば、適当な時期に私どもの考えておりますことが実現するようになるならば、非常に仕合せと思つたのであります。

なお最後に一言付加しておきたいと思つたのであります。私どもは公庫の運営に当りまして、根本の指導精神といひます、地方団体のためにプラスになるように、少しでも地方団体のお役に立つようになつてほしいと思つたのであります。従いまして今まで国会の方でもそういう御方針でお扱い願つたと思つており、予算請求に対してもさうやうな考慮をいたしたのでございしますが、業務経費、まあ私どもの月給初め諸掛りが要りますが、こういうものは政府出資からの利益でまかなう、

その他のものは結局調達する資金の関  
係において考える、こういう原則を  
はつきりと打ち立てていただくならば  
ありがたいというのを考えておるの  
であります、そういう原則に立つ  
て、地方団体のお役に立つというに  
ましましては、できるだけ安い金利  
の金をお貸しするという努力をいたし  
たいのでございます。高利で利ざやか  
せをいたしたいというの、多少そ  
ういふことの表われでございませ  
う、とにかく調達しなくても、貸し出  
すにあまり時間をかけないというこ  
とも、私どもの方の努力の一つでな  
ければならぬと思うのであります、も  
し理想の形が地方団体に対して多少  
助という意味になりますならば、そ  
のやむを得ざる時間的ロスと利分だけ  
は、政府出資の利益でカバーするとい  
うふうにしていただければ非常に仕合  
せではないか。これは私どもの仕事の  
ためでございます、地方団体自身  
のために考えまして、さように思うの  
であります。数字的に申し上げます  
と、本年度調達いたしております債券  
発行による金は、応募者利回りが七分  
三厘一毛三厘、発行者利回りが七分五  
厘二毛二厘ということになっておりま  
す。もしでございますならば、この七分五  
厘二毛二厘というネットのコストで貸  
し出しができませんならば、地方団体は  
それだけ仕合せじゃないかと思うので  
あります、そこに若干のロスがござ  
いますので、私どもの計画でも七分六  
厘で貸し出さなければならぬことにな  
るのであります。これは公庫の経営と  
いう面を離れて地方団体のために考  
えて、こういう意見を御参考までに

申し上げる次第でございますけれども、  
もう、そういう考え方は成り立たぬであ  
ろうかというふうに感ずるのでありま  
す。なおこの問題につきましては差しさ  
わりがあつて怒られては困るのであり  
ますけれども、私どもの方では、本年  
度は少くとも七分六厘で貸せる。あら  
ゆるロスをカバーしてそれで貸せる  
という計算で、七分六厘で貸したいとい  
うお願いを政府にいたしております。  
ところが政府の一部には、七分七厘で  
貸さなければいかぬじゃないか、金融  
機関だからもうけるのは当然だとい  
うお説もございまして、どうも話が、私  
どもから言わせると逆のような気がす  
るのであります、私は七分七厘で貸  
して楽な運営をいたす方がけつこうで  
あります、従つてそういうことを、  
七分七厘で貸すということをおもひ  
方から持ち出して、政府の方からおし  
かりがあつて、七分六厘で貸せるんだ  
から、七分六厘で貸せというふうなお  
話があつてしかるべき筋合いじゃない  
かと思うのが、逆のようなことが起つ  
ておる。今日まだはつきり片づいてお  
らないというふうな状況でございま  
す。現在正規の借りかえの、御承知の  
ように今まで貸しておりますのは起債  
の前貸しの形式で貸しております。年  
度末になりましたので、正規の借りか  
えをしてもらう手続に事務員を地方に  
派遣してやつておるのでございませ  
けれども、その点がややペンディングな  
問題になつておるので、事務的にも困  
るというふうなことが起つておるの  
を申し上げます。この席でこういう  
ことを申し上げて、あとでたたりがき  
ても困るのでございませけれども、実  
情がそういう次第でございまして、

ざつとばらんに申し上げて、私の意見の  
補足にいたす次第でございます。い  
れにしまして、根本の考え方を、ど  
うかして少しでも地方団体のお役に立  
つように運営していきたい、こういう  
ふうに考えておるのが根本でございま  
して、その根本の考えから割り出しま  
して、本年度のわずかな経験ではござ  
いませ、その実情から考えて、こ  
うでもしてもらつたらものとよくなるの  
じゃないかというのを率直に皆様に  
申し上げて、御参考に供したいと思  
ふ次第でございませ。

○矢尾委員長 三好参考人の御意見の  
開陳は終了しました。質疑がございま  
すので、通告順によつてこれを許しま  
す。中井徳次郎君。

○中井委員 今三好参考人から率直な  
御意見を伺ひまして大へん参考になり  
ました。私どもも一向不勉強で、伺  
ひましたもまだ十分納得できない点も  
あります、御意見の中のごもつとも  
と思われる点も多いのでございませ  
す。そこで四、五、五の点の問題についてお尋ね  
をしたりまた意見を伺つてみたいと思  
ひます。

はなはだどうも不勉強で恐縮なん  
ですが、まず第一に、四十億は公募とい  
うことであります、公募の手続とい  
つたしましては、やはり銀行にかつて  
窓口でやつてもらつておられるのであ  
りませうか。どういう形で公募を今  
やつておられるのか、それをちよつと  
伺ひたい。

○三好参考人 四十億の公募は、金融  
機関にシンジケート団を組織してもら  
ひまして、それで三月までに全額お引  
き受けを願う。毎月適当量を、監督官  
庁と御相談の上、本月は五億、本月は

八億ということでお引き受けを願ひ、  
また御償還を願つております。

○中井委員 シンジケート団のメン  
バーと、それから指定債のシンジケ  
ーのようなものはあるかと思ひませ  
う、そのメンバーはどういうメンバ  
ーでございませうか、お伺ひします。

○三好参考人 私どものシ団のメン  
バーは統計四十というほかに例のない  
非常に多いものでありまして、普通都  
市銀行が十五行、地方銀行が二十行、  
それから証券会社が五社、こういうふ  
うに組織されております。地方銀行は  
二十社でございませう、いわば代表銀  
行のようなものでございまして、実  
際の引き受けは地方銀行六十五行全部  
に、一定の率に従つてお引き受けを  
願つております。また証券会社も五社  
になつておりますけれども、四大証券  
のはかに一社入つておられますのは、  
いわゆる新五社と称するものの代表で  
ありまして、実質上はそれだけ多くの  
会社関係していただくのでありま  
す。そういう組織で運営いたしてお  
るのであります。きつめて順調に行つて  
おります。それから指定地方債の方  
は、これは自治庁の方でないとよくわ  
からないかもしれませうが、私の聞い  
ておりますのでは、シ団に引き受けさ  
せておるところと、しからざるところ  
と二種類あるようでありまして、シ団  
を結成されておるのはおおむね都市銀  
行ではないか、かように思ひます。

○中井委員 今伺ひまして大へん広範  
な引き受け団体でありますから、そ  
うしますと地方の相互銀行だとか、あ  
るいは信用金庫だとか、そういうもの  
以外に、一般の普通銀行はほとんど  
入つておられます。大へんけつこうだ

と思ひますが、そういうふうになりま  
すと、私先ほどの指定債との相関関係  
が全く銀行間の利害とか、そういうも  
のに非常に影響のあるような気がいた  
しまして、政府におかれてはおそらく  
この公庫ができてからまだ一年  
たつておらぬから、もう少し様子を見  
て、堅実な発展をすれば大いに活用し  
てやろうというふうなお見込みであ  
らうと、善意に私は解釈するのですが、  
いかがですか。小林さんに考え方を一  
つ伺ひたい。

○小林(興)政府委員 自治庁といたし  
ましては、今中井委員のおっしゃつた  
通りの考え方を持っております、で  
きるものならばことしからでもその道  
を実現したい、こういう気持ちでござ  
いませ、なかなか話が合ひませんで、  
今日実現を見なかつた次第でございま  
す。

○中井委員 それはどこで合はなかつ  
たのですか。おそろきよう大蔵省の  
方はお見えになつておると思ひけれ  
ども、私は非常に善意に申し上げてお  
るのでありますから、大蔵省の方も率直  
な意見を聞かしていただいて、まだ信  
用が足らぬならば、信用がならぬと  
はつきり一つどうしようか、その辺  
のことを。大蔵省が来ておらぬ  
じやしようがない。だいたい関係がある  
のですかね。大蔵省の方が見えておら  
ぬと、はなはだどうもお尋ねすること  
も範囲が限定されると思ひますが、今  
伺ひますと、七分六厘でお貸しになつ  
ていと言ひますが、これは三好理事  
長もよく御案内の通り、戦前は三分七  
厘とか四分三厘とかいひまして、現状  
とは非常な差があると思ひます。こうい  
うものをせつかくお作りになつたのです

から、なるべく安くと思うのですが、一般の金融情勢とのにらみ合いもあるうと思ひますが、しかし先ほどの御意見の中にちよつとありましたように、もう一厘よけ高い貸せというふうなことは、どういふところに原因があるのでしょうか。そうでないと公庫の活発な活動ができない、あるいは公庫の先が案ぜられるというふうなことであるのか。それに関連しまして、私はここでコールの問題も伺いました。まことにこれは技術的なことで、けっこうだと思ひますが、しかしまだ七分六厘を七分七厘に貸せなどというふうな監督官庁の意向のもとにおいては、どういふコールまでとはいかないような感じもいたしますが、どうなんですか。その辺の金利の問題についてのもつと打ち割った内輪話でも聞かしていただけないか。これは指定債との関係もございまして、また金融機関は地方の団体の起債については、一般中小企業の金融等を阻害するというので、口ではいやじゃ、いやじゃと言つてはおりますが、私はいつも申し上げるのですが、これは安全確実なものはないので、実はのどから手が出ていくという状態が、私は実情じゃなからうかと思ふ。そういうときに際しては、むしろ逆にお前の方は世話にならぬでもいいという大きな態度で出るべきである、実は考へておるのです。こういう面で、七分六厘という金利の問題、また日本の全般の金利はもう高し、これはできれば下げなければいけません、その突破口は何としても地方債、国債あたりからやつていくべきであると思ひますし、そういう面

と現実に行なつてゐること、どうも隔たりがあるように思へたらぬのですが、その金利の問題について、もう少し打ち割った話を伺つてみたいと思ひます。

ておけ。取りに来たら家賃に含めて見たいけつというふうな、そういう思想はけしからぬと思つておるのです。国にはべこべこしますが、地方団体には上に座つて、シンジケートなんかを招待して大へんなんです。それは実力の関係もありましようが、今のはあまりひどいように思ひますので、こういう公団を作られた機会に、そういうものを払拭される。この間の福岡県の事件にいたしまして、今愛知県にも大へんな事件が起つておるようでありまして、金融機関との間の関係が、裏に回りますと非常にきたないものがある。金を借りに行くときには上座に座るが、今度は金が少し余ると預託をしてくれ、預託をしてくれということになつて、地方の県会議員などは、県会議員に当選したら、あくる日に地方銀行の頭取からあいさつに來た。県と銀行との関係があるのだらうと、全くしろうとですからいつてみたら、なかなか甘い汁があるわいということなんです。これは地方自治体を育てるためには、こういうことであつては、ほんとうの住民本位の政治はできないように思へてなりました。大へん前向きが長くなりましたが、指定債は、単に金額が大きいたか、あるいは大都市であるとか、あるのじゃなくして、これは早急に根本的な解決をせよというふうな考え方です。先ほどのせいぜい努力しますというふうなことでなくて、きようは大

〇三好参考人 金利の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、現在発行したしております債券の発行額が七厘五分五厘二毛二糸なんでございます。ところがこの金は、御承知のように三日間というものは入りましても、この間の責任銀行で寝ております。この間は無利子でございます。あ

〇中井委員 そうなつて参りますと、きのう山野君と当委員会の委員といろいろ問答があつたのですが、厳格に起債の許可のみに限るものだから、借りかえその他については非常に困難だといふようなことであります。私も借りかえなんといふものに、そんな認可もくそもあるものか、期限が来て金がないものはしょうがない。一度数年前に認可を得ておるものであるから、これは継続するのだから、そこま

が、金融機関との間の関係が、裏に回りますと非常にきたないものがある。金を借りに行くときには上座に座るが、今度は金が少し余ると預託をしてくれ、預託をしてくれということになつて、地方の県会議員などは、県会議員に当選したら、あくる日に地方銀行の頭取からあいさつに來た。県と銀行との関係があるのだらうと、全くしろうとですからいつてみたら、なかなか甘い汁があるわいということなんです。これは地方自治体を育てるためには、こういうことであつては、ほんとうの住民本位の政治はできないように思へてなりました。大へん前向きが長くなりましたが、指定債は、単に金額が大きいたか、あるいは大都市であるとか、あるのじゃなくして、これは早急に根本的な解決をせよというふうな考え方です。先ほどのせいぜい努力しますというふうなことでなくて、きようは大

〇三好参考人 何条でございしましたか、公庫法の規定によりまして起債の認可の確定であるものには、前貸しすることができるとなつておりました。その起債の認可の確定であるかどうかは、政府の方から材料をいただきます。その材料に基づきまして前貸しをいたしておきます。前貸しの利子は日歩二銭一厘で出しておきます。

〇中井委員 それからこの実際の運用から見ますと、前貸しをされたまして年度末で一括振りかえらうというふうな状況に伺つたのであります。前貸しをされるにいたしまして、その前にはやはり認可のあつたものでないといけません、これは厳格なんですか、その辺を伺つておきます。

〇三好参考人 お話では、月二十億要る。そういうことなら、今の公庫の資本や七十億ばかりではとていけません。これは、そういうものについて、これははいつか転換をしなければいけません。思ふのですがどうですか。私は実は昔経験があるのですが、金融機関といふものは、今の日本におきましては、地方団体より上位にあるかのごとき錯覚に陥つてゐる、この点です。この間も建設委員会との連合会におきまして、どうも道路公団とか住宅公団といふものは、地方団体より上位にあるかのごとき錯覚に基いて、地方税なんかで

〇中井委員 それからこの実際の運用から見ますと、前貸しをされたまして年度末で一括振りかえらうというふうな状況に伺つたのであります。前貸しをされるにいたしまして、その前にはやはり認可のあつたものでないといけません、これは厳格なんですか、その辺を伺つておきます。

〇三好参考人 何条でございしましたか、公庫法の規定によりまして起債の認可の確定であるものには、前貸しすることができるとなつておりました。その起債の認可の確定であるかどうかは、政府の方から材料をいただきます。その材料に基づきまして前貸しをいたしておきます。前貸しの利子は日歩二銭一厘で出しておきます。

〇中井委員 それからこの実際の運用から見ますと、前貸しをされたまして年度末で一括振りかえらうというふうな状況に伺つたのであります。前貸しをされるにいたしまして、その前にはやはり認可のあつたものでないといけません、これは厳格なんですか、その辺を伺つておきます。

〇三好参考人 何条でございしましたか、公庫法の規定によりまして起債の認可の確定であるものには、前貸しすることができるとなつておりました。その起債の認可の確定であるかどうかは、政府の方から材料をいただきます。その材料に基づきまして前貸しをいたしておきます。前貸しの利子は日歩二銭一厘で出しておきます。

〇中井委員 それからこの実際の運用から見ますと、前貸しをされたまして年度末で一括振りかえらうというふうな状況に伺つたのであります。前貸しをされるにいたしまして、その前にはやはり認可のあつたものでないといけません、これは厳格なんですか、その辺を伺つておきます。

〇三好参考人 何条でございしましたか、公庫法の規定によりまして起債の認可の確定であるものには、前貸しすることができるとなつておりました。その起債の認可の確定であるかどうかは、政府の方から材料をいただきます。その材料に基づきまして前貸しをいたしておきます。前貸しの利子は日歩二銭一厘で出しておきます。

さんからお尋ねがあるそうですから、私は省略をいたしますが、最後にちよつとこれは事情がわかりませんので伺い

かれました。でも、予算の面については、  
う窮屈な無理なことをおっしゃらない  
ので、私どもの方で少しよけい働けば、

のつとつて許可をすることにして、これも公庫の方で引き受けてもらうようにしようじゃないか、解親上はそうい

らないことだと思ふ。また三好理事も言っておられるように、どうしてこういうことを考えておられるのか、な

といふこともあり得ると思うのでございます。現に来年の予算を組むときに、この利率をどうきめるかといふ

で、もう予算書がでる前まで大げんかが実は続いたのであります。七分六厘で予算書をつむか、あるいは七分七厘でつむか、向うは七分七厘を主張する、こちらは七分六厘を主張する、そこで一般の予算書ができてしまつて、公庫の分だけおくられて何とも困るという事態まで追い込んだこともあったのでございますが、そのときは利率の問題はあらためて協議することにして、予算書をおくらすというわけにもいかぬというので、あつたとき目歩二銭一厘で前貸しをしてから、二銭一厘をそのままころばしたところで一応話を妥協しようじゃないかというところで、予算書は実はその間をとつたような形になって、今の予算書ができておるはずでございます。そこで今度本格的な問題になりました、来年はそれは来年の問題であつて、出資がどうなるか、公庫債の発行額がどうなるかということこれはもつぱら来年の問題で、今から予測する必要は一つもない。少くとも今年度可能ならば今年度の分として利率をきめれば、来年はまた来年の実情に即してきめれば、いいという話であつて、自治庁といつてしまつては当然本年度の利率は七分六厘であつて参りたい、いろいろ経緯がありましたが、私は大体そういうことで話がつくだろうと思つて、また時日が正式の書類の手続は二十日までにはやらなければならぬので、その前にこの問題のけりをつけなかつたら地方も非常に困るのでありまして、このきわめて近いうちにわれわれの考へておる、公庫も考へておられる線で、本年度の分は話がつくだろう、こういう予想を持っております。これは自治庁だ

けの予想でございますが、大体そういうことにならうと思つて、それからもう一つのコール・ローンの問題でございますが、これはわれわれの資金にゆとりがあるならば、やはり有利に運用ができる道を開いておくことが、公庫の経営を合理化するゆへにでもあるし、また地方についての負担を軽減する道にもなるのでございまして、できたらしうしたい。現在の公庫法ではそれはどうにもやりやうがないので、できたら法律を改正したいということである。いろいろ論議折衝したのであります。ところが現在こういう政府関係の金融機関でその道を開いてあるのは普通の公庫にはございせん。ただ現実に預金業務をやつておるのは中小企業金融公庫と農林漁業公庫でございますが、そのうちに金融業務をやつておるものについては、そういう可能な道が開かれておるのであります。コール・ローンはいろいろ商習慣として実際をやつておりますが、制度的にもいろいろはつきりしない問題もあることはあるやうでございます。要するに金融機関相互の間における一つの回し金と申しますか、融通措置と申しますか、そういうやうな形で発達してきておるので、公庫のように預金業務を扱つていないところ、その道を開くということはいかぬものか、ほかの公庫にも例はなし、新しい制度をこの公庫だけに認めるということについては、まだなかなか話がつかぬ、こういう形である時間をかけたわけでございますが、そういうことで話がつかなかつたもので、それから、話のつく範囲内において公庫法を改正しようというので、その間

題を後日に譲つたわけでありまして。私はやはり率直に申しまして、ともかく公庫の手もとに金をためておくことは公庫の希望するところでもありませんし、一日も早く地方に貸したいことは間違いないのですが、二日でも三日でも現実にはゆとりがあり得る、そうすれば二日でも三日でもその間にできるだけ有利に回す道を開く、しかもそれが金融の取引上当然認められておる道ならば、開いておいた方があらゆる面から考へて、これは国自身の立場から考へたつて、きつといふことだろうと思つて、きつけれども、今日までのところはそういう事情で話がついておりませんので、また今後の折衝の問題に残したい、こういうふう存じております。

○亀山委員 大蔵当局は来られましたか。

○矢尾委員長 見えませんでした。理財局の鈴木地方資金課長が来ておられます。

○亀山委員 まず今お話をいたしました公庫の貸し出し利率の問題で、七分六厘から七分七厘というこの問題は、これは先ほど三好参考人からもお話がありました。二十日と言われるけれども、これは一つわれわれ審議中に——われわれあしたと限るのもたまたまでありまされども、これはあしたまでで何分の御返事をいただきたい。議論は尽きておると思う。われわれの希望としては、先ほど来のお話を伺つて、これとに地方団体の実情から見ても当然七分六厘にすべきである。もしこれが今後いろいろ変動する——金利はすべてそれです。これは来年も同じやうに問題になるので、むしろ法制化したらいい。はつきり法に七分六厘を入れてしまつ

てもいいのです。しかしそれはどうかと思つて、その点はどうか明日までにはつきりとお話を願つて、われわれにお示しを願いたい。

それからいま一つのコール・ローンの問題、これは今他の農林あるいは商工その他の現在これに類似する金庫の問題もありましたけれども、多少私は公営企業金融公庫はこれらのものとは性質が違ふ。だから他にこういう例がないということだけではどうかと思つたので、この際コール・ローンについての大蔵当局の御見解を一つ伺ひたい。

○鈴木説明員 きよう御質問の点がわかりませんで、私地方資金課長が大蔵省を代表して参りましたのですが、御質問の点からいいますと、昨日こちらに見えたと思つて銀行局の方が実はその窓口でございまして、私の知つておる限りでよろしかつたらお答えしたいと思つております。

最初の点でございますが、七分六厘がいいか七分七厘がいいか、お話のやうに非常に幅のある問題でございまして、率直に申し上げましてわれわれ大蔵省の中でも七分六厘がいいとする部局と七分七厘でなければ困るとする部局とございまして。実は公庫にはだいぶ御迷惑をかけましておそくなりまして、窓口が銀行局でございまして、私の方からも連絡しておきます。

第二点のコールの点につきましても同様窓口が銀行局でございまして、決定的な意見にならなくて恐縮でございますが、先ほど財政局長からもお話があつたと思つて、現にやつております各公庫の方でも例がございませ

んし、私考へますのに三日でも四日でも余裕があれば三日、四日早く地方団体に貸すというのが公庫の使命ではないかというふう存じておりますので、将来どうしても事務的にそういう遊ばざるを得ない期間ができませんればやむを得ませんが、現在のところ発足早々でもございまして、趣旨からいいますと一日も早く地方団体に貸し付けるのが本来の使命でございまして、コール・ローンを考へるまでの段階に至つていないのではないかと、いふに存じております。

○亀山委員 ただいまの地方資金課長の御説明によると、金は遊んでゐるから早く出したらいだらう、こういうことですが、その点で三好参考人に、そう言われてみればわれわれもそんな気がするし、わからないのです。はなはだおかしいのですけれども、その辺の実情を一つ御説明願ひたい。

○三好参考人 私どもの方は、地方団体が借り入れの希望があり、手元に金がありますれば一日も早く貸してあげたのでございまして、資金の調達面におきましては大体毎月平均した収入が入つておる。借り入れを希望する地方団体は必ずしもそれにマッチした希望を持ってこない。極端な場合をいいますと、大休年度末に非常にたくさん集まつてくるという格好がございまして、そうすると一月、二月に調達した金は寝せて三月に貸さなければならぬ。借りたくない団体に無理にお前子を払つてもつともないし、では多少そういうこととはからいまして、ばからしいことにはならぬやうにしております。これは

率直に言つてそうです。そうしなければ年度末になつて一度に殺到してきて査定して貸さなければいかぬようになるから、どうしても要するならば少し早目に借りてくれぬかということをお願いするに言うことがございます。ただいま大蔵省の方から御説明がありました、金があるならすぐ貸せと言つたつて、借り手がないのですからこれは貸すわけにいかない。ここで議論して悪いのですが、逆に預金部などは貸してくれ、貸さなければいけませんから、それで事柄が違ふと思つております。

○亀山委員 ああいうような御説明だと、われわれ聞いてみると三好理事長の方がどうもいふような気がするのですが、大蔵当局どうお考えになりますか。

○鈴木説明員 ほかのことをお話しして申しわけないのでございますが、先ほどの金利の点で七分六厘の案と同時に七分七厘でなければ困るといふ意見があります、実はその点に關連するのでございます。資金を貸して公庫に金がでましたも、借りる方がすぐ續いてどうか、むしろたまつていて即日貸すような状況でない限り遊ぶ期間ができるのではないかと、どうの、ロスを見まして七分七厘にしたかどうか。これとらへは話の、ちやうど公庫の理事長の方からお話がありましたように、遊ぶ期間があるのもつたないからコールに出されておる、実は私も七分七厘というのもコールの話と同じような精神になつてしまふかと思ひます。そこは考えようでございまして、私はそれほど遊ばせるといふか、むしろ需要が殺到して困るのじゃないかというように、わきから考

えましても感じておるのでございまして、現実にならう遊ぶ期間があるといふことになりますれば、また別途検討しなければならぬ時期がくると思ひます。

○亀山委員 私は今のあなたの御説明はちよつと変だと思つてます。つまり七分七厘にしろといふのは遊ぶ期間が多いかもしれぬから、ますますその説が強くなるんだといふ御議論ですが、ほんとうのところは政府出資を少くするためこれを主張するのではないですか。ことに今のように地方団体に貸す利が下るのは当然なんです。実情において金が遊んでおることが定期的ではないんだから、その間はコール・ローンによつて少しでも収益を上げていこう、これに關連させてコール・ローンするくらいなら利子を上げる、利子を上げる上ねならコール・ローンはいいかぬ、これは少し理屈に合ふねと私は思ふんだが、あなたは主管でないからあまり責めないけれども、聞いてあまりに都合のいい御議論で、いわゆる大蔵省式議論と申し上げていいと思う。私にはわからない。だからわれわれの方から見れば、地方団体の維持のために七分六厘という低利でいく、そのかわりこつちの方で余つておるもので、今理事長の説明されたように預金と貸し出しがマッチしないからその間コール・ローンをやつて少しでも資金をかせいでおく、これが妥当じゃないですか。それをどうも天びんにかけるような御説明はわれわれ納得できないのです。あなたの所管でないから無理かもしれぬが、もう一度あなたの御見解をお聞きたい。

○鈴木説明員 ただいま七分七厘とひつかけまして答弁いたしました、誤解ができたかもしれないのですが、三十二年度の起債の許可から特に自治庁の方で起債の許可が非常に早くなりまして、四、五月においてはあるいは問題があるかもしれないのですが、六月以降はともなう起債がきまつて、需要の方といひますか、地方団体の方から借りたといふ希望の方が殺到する、うな状況になるのが、今後通例だと思ひますので、遊ばせる期間といふのは事実上あまりないといふように見ております。

○亀山委員 今のはどうもおかしい。そういう見込みかもしれないが、世の中はそうはいかぬ。その間はコール・ローンの道を開くのが当然だと思つて、これはこれ以上追及しません。

それではこの際、昨日私が今日までに当局の回答をお願い申し上げた低利借りかえの問題は、今財政局長から説明されましたが、それで間違ひありません。もう一ぺん念を押しておきます。

○小林(與)政府委員 これは間違ひありません。

○亀山委員 それからもう一点、昨日お伺ひした例の指定債の問題も、この際協議せられた結果を御報告願ひたい。

○小林(與)政府委員 指定債の問題はきのう大蔵省の当局からも説明がございましたが、要するに第一の目的で、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき公庫が貸す、それで現実の問題といたしまして指定債を発行しておる、ところにおいても、指定債の消化がもう事実上できない、この条件に合致し

たようにできないとなれば、私はこの条件に入るものとしての解釈が成り立つ、これは大蔵省の方もそういう考え方をとつておられます。だからどんな団体でも当然になるんだといふことじゃないに、それぞれの団体の実情によつてこの中に当然入り得る、こういふふうに理解いたしております。

○亀山委員 それは先ほどの低利借りかえの問題とちよつと説明があれなんだが、それは大蔵、自治庁の了解、いわゆる政府の解釈としてそうなるものだとして了解していいのですか。

○小林(與)政府委員 大蔵省の課長もおられますが、そういうふうに御了解願つてよろうと思ひます。

○亀山委員 大蔵省、いいですか。

○鈴木説明員 いいです。

○亀山委員 幸いに二つの問題を解決しましたが、残る問題は一時借入金の問題です。一時借入金の問題は三好参事人もきよめる述べられました、これに対しては、結局現行法ではできないのですか、あるいは現行法で今のような解釈ができますか、その点を一つ……。

○小林(與)政府委員 現行法では先ほど三好理事長も申されました通り、本来許可になる起債の前貸しという限度だけでは、一時借入れを明文をもつて認めております。それでございまして、から十九条の二項にございまして、「当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可があるまでの間において特別の必要があり、かつ、当該許可があることの見込が確実であるときに限り、当該許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付をすることができ。」つまり前貸しのために

はそれは可能であると思ひます。しかしながらそれ以外の、たとえば運転資金で一時要するといふ場合のような一時貸付は、現行法では絶対にやれませ

○亀山委員 ただいまのような公庫法の解釈について、三好参事人どういふ御不便がありますか、これをもう一度お話を願ひたい。

○三好参事人 先ほど私意見として開陳いたしました問題の二つ、指定地方債の取扱ひの問題、高利債の借りかえ資金の取扱ひの点でございまして、これを私も主張いたします。全部それを必ずやらなければならぬといふふうにしたい、せめて扱ひ得る道は開いていただきたい、同時に、それを考慮してワクを少し大きくしていただきたいといふお願いをいたしておいたような次第であります。従ひまして解釈上やれるのだといふことに相なりますれば、私どももそういう主張をいたしたことがあるのであります、それがききましますれば、あと残ります問題は、三十三年度において資金の余裕があれば、そういうものも扱つてやれといふことが、政府の方々から私どもの方に言ひつけていただければ、これに越したことはない。その点だけが問題として残るわけでありまして、解釈上扱ひ得るということになれば、それで得るということです。ただ本年度のワクが八十四億でございますから、三十三年度、それで扱ひ得るかどうか、これは将来の問題でございまして、しかし扱ひ得る場合においては、やつてやたらいいじゃないかといふふうな政府の方からおしやつていただければ、私どもの希

望はまず最小限度には達成されるという次第であります。

○龜山委員 一時借入金は……。

○三好参考人 一時借入金の方はおそれなく法律の改正がなければこれは取り扱ひ得ないと思ひます。地方団体が現在一時借入金の問題において困りますのは、おむね運搬資金の問題です。しからざるもの多きは場合によれば、ここで申し上げると悪いのです。が、起債のもぐりのようなものがあるかもしれないけれども、そういうものには私どもの方で貸し出すわけには参らない。実際に一時借入金の性質を持つてゐるものでなければ扱えないと思ひますので、それは法律の改正を待つて初めて開かれる道の問題だと、かように思つております。

○龜山委員 今の参考人の御意見によりまして、大蔵当局一時借入金の問題はどうお考えになりますか。

○鈴木説明員 一時借入金につきましては、現在の法律上はできないというふうに考へておりますが、同時に実態的に申しますと、現在地方団体に短期融通しております簡保及び資金運用部の金が、毎月約二百億くらいになつておりますが、たとへば運用部だけ申し上げますと、そのうち三十五、六億が運用部でございます。運用部のワツクとしましては、七十億のワツクで一応財務局にまかしてあるのでございますが、常に三十五、六億融通があるような状態でございます。ただ手続上のいゝろんな不便その他評判の点はございますけれども、簡保及び資金運用部の金で十分間に合うというふうに考へておりますし、事実上われわれの運用方針から行きまし

ても、収益事業その他公営事業につきましても、運搬資金を貸せるような格好になつておりますので、特にその点について、公庫が一時貸し出しをする必要はないというふうに考へておるのではありません。

○龜山委員 昨日もそういうふうな御答弁が資金課長からあつたのですが、あまり突つ込んで言いたくありませんけれども、財務局、財務部、財務出張所を通じて地方公共団体が起債をしあるいは一時借入金をするときのそのむずかしいことは、課長よく御存じでしょうね。これはあなた口でそうおっしゃるけれども、実に容易ならざるものです。まあ全般的な問題としては、たびたび国会で私と中井委員とよく共同戦線を張つて大蔵当局に迫るのですが、實際公庫で一時借入金を容易に貸し出すような工合におやりになりますか。

○鈴木説明員 従来からいろいろ評判を聞いておりますし、私自身が地方に参りまして借りる立場になつたこともございまして、昨年以來特に、一つはこれは制度なり手続の問題のほかに、態度の問題がございまして、態度につきましては嚴重に地方に對しまして、借りる立場に立つて貸すようにということをよく申しておりますし、手続につきましても来年度には、現在短期融通の要領を今案を作つておりますが、できるだけ簡素化するよう努力しておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○中井委員 関連して、さつき大蔵省の人が見えてなかつたので、二点だけ念のために聞いておきますが、一点は、鈴木君の側の方はなるべく安い方

に賛成であらうと思ひが、さっきのあなたの説明を聞いておると、七分七厘か七分六厘で非常にもめたその内容は全く事務的であつて、なかなか金がダブつておるので遊ばせておかなければならぬ、そういう経費も考へなければいけないという、まあ公庫に對する親切な大蔵省の方の御意見のようであるが、私はどうも横から聞いておりますが、この問題はそれだけではない。はつきり言ひますと、こんなことまで言うかどうかと思ひますが、指定地方債その他は八分三厘だ、三好さんのやつはおるやつは七分六厘だ、あんまり開き過ぎる、どうも一般の金利の概念からいくと安過ぎる、これじゃ銀行も困るだらうというふうな、大蔵省的な見方がこの中に入つておるのじゃないか。あなたは事務的とお答えになつたが、それは事務だけじゃない、そういう思想、そんな下げんでいいという思想が私はあると思ひますが、そういう点について、あなたは地方におられて苦い経験を持つていられるので、率直な意見を私はこの際聞かしていただきたい。大蔵省の地方団体に對する認識の問題にも関連するのですが、これが一つ。

それからもう一つは、今コールの問題が盛んに出ておりましたが、私は三好さんの意見とちよつと違ふのです。コールまでやれるというふうな幅があるならば、一時借入金もこれは当然やつてもらうのが筋だ、公庫としてはそれが筋だ。そこまで行く前に、やはり一般の府県の一時借入金の援助をやる、同じ遊ばすのならそれでやるべきである、こう考へるわけですが、この二点についての鈴木君の意見を聞きたい。

○鈴木説明員 どうも私大蔵省を代表できませんので、個人的な意見になりまして申しわけないのでございまして、私地方資金課長としまして、地方資金課の立場でお話申し上げますれば、当然に金融公庫としての安全を害しない限り、できるだけ低利であるべきが当然だと思ひまして、率直に言ひましてわれわれの意見は、七分六厘にすべきだというふうに考へておりますが、また別な立場、金融機関として安全性を強調する立場からいいますと、若干たとえば回収した金をまた貸し出す間にずれがありまして危険があるというところ、それで多少大目に考えますと七分七厘という説も出て参りますので、いずれにしろ先ほどの御要望もございまして、銀行局の方に連絡いたしまして、できるだけ明日中にまとまつた意見を出すように努力いたしたいと思つております。

○中井委員 今の話ですが、その裏にあるものについて、これはあるいはあなたじゃ返事ができないかと思ひますが、どうでしょうかね。もう少し率直に言つていただけませんか。大いに努力するといふのもまあ努力だらうけれども、あしたじゆうに返事をいただけますか、その点重ねて伺ひます。

○三好参考人 よけいなことのように思ひますが、中井さんのお話でございまして……。私の言葉が足りません、もし誤解があるといけません。思ひまして、一言つけ加へさせていただきます。私どもはコールをぜひやりたい、こういうのではございませぬので、手元に資金が遊んでおるときに、みすみす——私どもの努力で一銭でも実はいけにしたいのです。それ

が二銭、三銭に回るのならば回したい、こういうふうに思ひますので、事態のいかによつてそういう道が開かれてさへおれば、そういうことがございまして、一時借入金の問題も同じでございます。従つて、一時借入金の貸付をやらしていただくということになれば、さらに私どもの方の借入金の問題ともからんで起つてくるのじゃないかと思ひます。裏づけとして私どもの方の借入金という問題も起つてくると思ひますが、いずれにしても資金のあるときに、みすみす寝せておかないで、そういう活用する方法があるならば、活用し得るような道を開いておいていただきたい、こういうのが金額なのでございまして。なおここで大へんおせじを言うようでは悪いのであります。が、私どもの方の問題の折衝に當りまして、大蔵省ではここにおられる鈴木さんが一等理解者であります。これは鈴木さんの御経歴が地方におられた関係と、お取り扱ひになつておる仕事が大い部分をお占めておる関係かと思ひますので、その点は、私、口が悪いものでありますから、悪口を申しますけれども、どうぞ一つ御了解を願ひます。

○龜山委員 今、中井委員からも適切な話があり、三好参考人からもそれに対する御説明がありましたが、何えは鈴木課長は非常に理解がある、どうか一つなお一そうこの方面に御努力願ひたいと思ひます。

最後に私伺ひたいと思ひますことは、一体公営企業金融公庫は将来どういふような出資金なりあるいは地方債の引き受けに對して理想を持つておら

れるか、計画を持っておられるか、その点もしお漏らし願えればお伺いしたいと思ひます。

○三好参考人 私どもは、与えられた仕事としてこういう仕事をやらしておつていただくのでありますから、その立場からのみ先ほど来希望なり意見なりを申し述べました。それを要約いたしますれば、要するに私どもの貸し出しの範囲を広げていただきたい、できるだけ地方へのサービス面を広くしていただきたいということに尽きるのでございますが、公庫自体の立場を多少離れて将来の大きい理想として考えますならば、また今日までの経験をもとにして申し上げますならば、将来においては、今すぐというわけにもいかぬと思いますが、私どものような仕事を、ひとり公営企業の範囲にとどまらずして、一般会計までも包括した機関にしていただくべきじゃないかということが一つ、同時に、これは鈴木さんに非常に悪いのでありますが、他の公庫においては政府資金一括して公庫に出されまして、公庫が個々の貸し出しに当っておるのであります。ひとり地方団体に対する関係におきましてのみ、政府資金が個々の団体に政府から直接に貸し出される、これは私のように地方自治に多年関係していただきました者の目から見ますれば、大蔵省がお取り扱いになることは、地方自治の監督に類する危険がございますから、地方自治の立場からいふならば、他の公庫並みに一括して——新しい私どもの公庫と違つた性格の公庫に政府資金をお貸し出しになる、個々の団体に對する貸し出しはその公庫が當る、こういうふうにされるのが理想じゃない

いか。地方自治という広い立場から考へれば、そういうふうな私どもの仕事を通じて考えるのであります。ただしこれは、私が公庫の理事長として、今の公庫をそういうふうにしてもらいたいという意味合いで申し上げるのではありません。御参考になるかと思ひまして、そういうことを申し上げます。

○北山委員 三好さん相変らず練達なところを見せていただきまして——まゝとめてお伺いするのですが、ただいまの質問に関連をいたしますが、公庫の資金の調達であります。これは今貸付の利子を七分六厘あるいは七厘というふうなお話がありました。かりに七分五厘というものを、現在における理想とするならば、政府出資をどの程度にしたいのか、公庫としてはどの程度の政府出資を希望しておるか、ただいまの三好さんのお話とも関連いたしますが、五十億あればいいのか、百億あればいいのか、そういう点。

それから三十三年度の資金の計画は七十億で、そのうち繰越の分が三十億というところから期待しておるのか。今までは繰越募集というのとは一体どういうところからとつたのか。これは、当然考えられるのは、例の恩給組合の積立金、あるいはものがたしか二百億ぐらいあるはず。これがそれぞれ府県の組合で金融機関に預けてある。でき得るならば、地方団体の金でありますから、地方団体の経費に運用されるのが適當だと思ふのですが、本年の三十億はどういう考え方で、どういう方面から期待しているのか、またその恩給組合、共済組合等の資金を掘り出

すということになれば、そういう繰越募集というのとはどの程度に期待ができるのか、今までおやりになった経験を通じてお答えを願ひたい。

○三好参考人 第一点につきまして、ちよつと計算しまして申し上げます。お許しを願ひます。

それから繰越募集の問題でございますが、本年度三十億という繰越募集になりましたのは、先ほどちよつと申し上げたのでございますが、当初国会で議決せられました当時の御計画は、繰越募集二十億であつた。いろいろな経緯から十億と云ふものが公庫の方から繰越に回されまして三十億に増額された。消化についてなみなみならぬ努力を要する次第であります。その消化先は大ざっぱに申しますと、八億余りが恩給組合、三十億の半額以上が府県でありまして、その残りが市その他の市関係の団体、かような数字に相なっております。それで将来どの程度にいくであろうかという問題でございますが、今後の地方財政状況によることとでございますけれども、本年度三十億という数字を、三十三年度において期待することは無理であらう、大体二十億程度は明年度においてもやる気でやればいけるのではないかと、かように思ふのであります。なお私の方は、正直に申し上げますと、繰越募集に多少の執着を持っております。と申しますことは、御承知のように公庫に対しては政府出資のみでございます。地方団体の出資がございせん。貸付を受ける団体のみが利害関係を持つておるものが現状でございます。私どもは、これは地方団体の共同の地方債の消化機関、その意味において地方団体にサー

ビスしなければならぬという考えで運営いたしておりますが、その見地からいたしますと、出資にかえてできるだけ地方団体が私どもの債券を持つていただくということが、この運営に関心を持つていただくゆゑにやないかというふうな考えをしまして、できるだけそういうものがあることを期待いたしております。明年はおそらく八十億全額公庫になると思ひますが、そのうちでできるだけ地方団体においても公庫されたものを買い取つていただく、引き受けていただくというふうな計らいいたして考えておる次第であります。

○北山委員 ただいま申しました恩給組合の積み立て、これは相当額があるわけですが、どのくらい現在あるか自治庁の方からお伺ひしたいのですが、その金はどういう形で運用されておるか、地方銀行に預金されておるものもあると思ふのです。しかし地方から中央の、たとえば勸銀、開銀等の中央銀行に預金されて、それが中央の資金となつて運用されている面も多いんじゃないか。そうしますと、本来地方団体の金であり、また毎年々々恩給組合の負担金として市町村等の予算から出されておる金ですから、これをよその方に回してしまふ、とられてしまふということとは損じゃないか、こういうふうな思ひますので、公庫の努力もさることながら、自治庁当局が号令を一つかけてもらえば、恩給組合などの金は相當に公庫の資金となつて運用できるんじゃないか、こう思ふのですが、小林さん

○小林(興)政府委員 これは仰せの通りでございます。恩給組合だけでございせん、いろいろな火災共済と

か、あるいは共済組合とか、府県にも市にも町村にも、それぞれ類似の団体があるものであります。われわれは、たしましては、その資金はできるだけ地元へ還元をして活用したい、こういう考えを持つております。実際のその資金の貸付の状況は、ちよつと今資料がございせんが、これは千差万別でありまして、地元銀行にも入れておりますが、必ずしも地元銀行だけではなく、中央銀行の勸銀とか、そういう大銀行にも行つておると思ひます。あるいは投資信託のような形で持つておるものも相当あると思ひます。これは今いろいろな形になつておりますが、これもまたそれぞれの団体の運用の問題があつて、できるだけ高利にという気持ちが一面においてはあつても事実でありまして、われわれはいたしまして、その要求はできるだけ満たしてやる必要はあると思ひます。しかしながら公庫の債券もむしろ有利な債券の一つでございます。共同の機関でございますから、われわれはいたしまして、できるだけおちへ流すように考えたいと思ひます。そこで結局もとは公庫の発行限度額を、むしろどうするかということに帰着するのでございまして、わずか七十億か八十億の程度では——先ほどいろいろ指定債の問題とか、借りかへ債の問題とか、一時貸付の問題とか出ましたけれども、率直に申しまして、この発行限度額の程度ではなかなかこれは役に立たない。だからそもそも発行限度額そのものをもう少し大きくして、そしてその資金源として、今仰せのようなものと、もう少しリンクを考へる。それからまた一般における市中公庫ももちろん考へる。そ

ういうことで総合的に考えていかなければいかぬのでございまして、もともと去年作ったときには、こんな公庫債の消化ができるかというような議論もあつて、今七十億になったのですが、実際はもう十分に消化してまだ余力がある、こういう情勢でございまして、で、そのワツの問題とのからみ合いで、われわれも一つぜひ考えたい、今仰せになった趣旨は全く同感で、そういうところに道をつけたらというので、去年も縁故のワツを最後にこつちへ回すというような仕組みも考えたわけでございます。これは公庫の方とも連絡をとりながら、自治庁といたしましても、道だけはつてつて行きたい、目標はもう少し公庫のワツをふやして資金を百パーセント活用できるように態勢にできるだけ持っていきたいというのが、われわれの念願でございます。

○北山委員 この点は今小林さんのお話の通りで、私も昨年でできたときには、ワツを消化し切れないのじゃないかというふうな心配を持っておったのですが、なかなか公庫の当局者というのが練達の士ばかりで、ワツを十分に消化して、なお拡大してもいいという実態を聞きまして、非常にうれしく思うのです。今お話しになったような線でワツをふやし、また資金源をそういう方面に拡大するということで進んでいただきたいと思います。地方団体の関係の資金が集的に公庫に集まるということになれば、たとい三好さんのお話のように天下を押えるわけには行かなくとも、重要な地方団体関係の金融機関になり得ると思う。

なおこの際お伺いしておきたいのは、三十二年度の財政投融資の地方債

の繰り延べの分五十八億、これの解除の点はどうなっておるか、全部話がついたのか、幸い資金課長がおられますので、この五十八億の解除についてお伺いしたいと思います。

○小林(興)政府委員 これはもう百パーセント話がついて、許可の手続を進めつつあります。

○三好参考人 先ほど北山さんのお尋ねのございました、七分六厘で貸すベきものを七分五厘で貸したとすれば、政府出資がどのくらいあればカバーできるかというお話でございますが、結局ワツの問題に關係がございまして、七十億ないし八十億の現在のベースにおいて考えれば、一カ年一億もあればカバーできると思います。

○北山委員 今の数字はちよつと納得しかねるのですが、資金課長の方にもう一点お伺いしたいのは、今年の地方団体が政府資金關係に償還する元利償還ですね、それは一般会計で八百二十八億、公営企業等ではどのくらいの元利償還が資金運用部ないし借保等に償還されるか、この金額を伺いたい。

○鈴木説明員 資料を持って参りませんで、今お答えできませんが、別途他の機会に申し上げたいと思います。

○北山委員 実はこの前の委員会でお伺いしたのですが、八百二十八億の大部分は政府資金關係なんですね。百億引いても七百億以上は政府資金に返されていく元利償還なんです。それ以外に公営企業等の關係があつたということになると、今年は貸付、起債のワツ、地方債の計画から見ると、一般会計がわずかに四百五十億ですよ。それから公営企業が三百四十億ですか、全部で八百五十億ですから、地方団体が

ら返される分だけ貸しておる、あるいはそれよりも貸す方が少いかもしれません。そういたしますと、郵便貯金とか簡易保険で集まる金、そういう原資は地方団体の方には返らない、地方債としてではなく、別の方の財政投融資の方に全部回っていく、そういう格好になつて、はなはだおかしいのじゃないかと思うのでお伺いするのであります。もし資料が今なければ、一つ別の機会においでを願つて、資料を持ってきたらいただいてお伺いしたいと思います。

それから先ほどの借りがえ債のことで大へんわかつたようですが、私はわからないので聞きますが、地方債の借りがえ債というのは、毎年の地方債のワツの中で借りがえ債を認めるというのですか。ワツ外で認めるというのですか。

○小林(興)政府委員 この借りがえ債は、先ほど概略を申し上げたので、公庫としましては公庫の資金のワツ内で考えるということですよ。

○北山委員 やはり全体としては地方債のワツ内でしか認められない、こういうことになるんじゃないですか。ワツ外でも認めるのですか。

○小林(興)政府委員 私の申しましたのは、財政計画の地方債計画の上におきましては、借りがえはワツ外でやつております。しかし公庫は公庫の債券発行限度額の中でしか、資金のゆとりのある中でしか行えない、そういうことでございます。

○北山委員 すると、地方債計画のワツ外で低利借りがえはできるといふわけですね。

○小林(興)政府委員 その通りでございます。

○北山委員 それは無制限にできますか。高利債を低利に借りかえるという場合に、地方債のワツ外で原則的に全面的に認められるわけですか。

○小林(興)政府委員 これは全面的に、むしろできるだけ、それを極力懸念いたしております。

○矢尾委員長 ほかに御質疑ありませんか。御質疑がなければ、これにて三好参考人よりの意見の聴取を終ることにいたします。

一言ごあいさつを申し上げます。三好参考人には、長時間にわたりまして、有益な御意見を述べていただきました、ありがとうございます。御意見は本案審査の上に多大の参考になるものと存じまして、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時三十三分散会